

## 平成20年第1回板倉町議会定例会

議事日程(第2号)

平成20年3月5日(水)午前9時開議

日程第 1 一般質問

---

○出席議員(14名)

1番	川野辺 達也 君	2番	延山 宗一 君
3番	小森谷 幸雄 君	4番	石山 徳司 君
5番	宇治川 利夫 君	6番	市川 初江 さん
7番	青木 秀夫 君	8番	野中 嘉之 君
9番	石山 甚一郎 君	10番	秋山 豊子 さん
11番	塩田 俊一 君	12番	青木 佳一 君
13番	川田 安司 君	14番	荻野 美友 君

○欠席議員(なし)

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	針ヶ谷 照夫 君
教 育 長	今村 好市 君
総合政策課長	小野田 吉一 君
生活窓口課長	荒井 英世 君
健康福祉課長	小野田 国雄 君
建設農政課長	中里 重義 君
会計管理者	小菅 正美 君
教育委員会 教務局長	田口 茂 君
農業委員会 農務局長	中里 重義 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	栗原 光実
書 記	石川 英之
行政安全全 グループ兼 議会事務局書記	丸山 英幸

開 議 （午前 9時00分）

○開議の宣告

○議長（荻野美友君） おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

---

○一般質問

○議長（荻野美友君） 本日の会議は一般質問です。  
通告順に従いまして質問を許可いたします。  
通告1番、青木秀夫君。  
なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 7番（青木秀夫君）登壇 ]

○7番（青木秀夫君） おはようございます。よろしく申し上げます。

昨日の町長の所信にもありましたように、日本経済も最近の新興国の急激な経済成長の波に巻き込まれまして、原油を初めとした資源不足、それから食料不足と。その結果、価格の高騰、暴騰と大変難しい時代になっております。この石油危機とか、食料危機ということに発展しなければいいなということを願うようなときになっているのではないかと思うのです。少なくとも2008年、平成20年は、インフレ元年となることは確かなことではないのでしょうか。

このような経済状況にあっても、国は財政再建という至上命題のもとに、あの手、この手で医療福祉の分野にまで国民に負担増を求める制度、政策を水面下で着々と準備しているような感じがしています。消費税のアップも間もなく時間の問題ではないのでしょうか。国民負担増は、必然的に個人消費の減少、経済活動の停滞、そしてひいては税収不足を招くということにもなりかねないことは、これは必然ではないかと思うのです。

このような厳しい財政運営が予測される中で、昨年12月上旬、東洋大の国際地域学部東京移転のニュースが飛び込んできたのです。予告なしに東京移転という決定事項が通告されたというのが実態のようです。その後、東洋大学側も板倉町、群馬県への伝達方法が、間違っているのではないかな、間違っただのではないかなということが、2月10日の住民説明会では、本心かどうか知りませんが、反省の言葉が随所に見受けられました。

2月10日の説明会は、謝罪に近い釈明会という様相でしたね。例えば説明会の中の言葉で、県初め板倉町住民の皆様方の多大なお力添え、厚いご支援に対して、この場で改めて感謝の意を表したいとか、板倉キャンパス開学時に町の大勢の方々から寄附をいただいたというデータも残っており、そういうことから、改めて感謝したいとか、東洋大学では共生という概念を大切にしている。大学は、地元と運命共同体という認識を持っているなどと、感謝、感謝と反省の言葉のオンパレードで、耳ざわりのよい言葉が連発された説明会であったことは、ここにいる町長初め皆さんよく聞いていることだと思うのです。

あの説明会は、2月10日でなく、もっと以前に、少なくとも一、二年前に実現されていれば、この板倉町、群馬県と東洋大学間の信頼関係は損なわれなかったのではないかと思うのです。大学は、地元と運命共同体、東洋大学は共生という概念を大切にしているという言葉とは裏腹に、2月10日の秋山理事の言葉とは裏腹に、

12月上旬の板倉町、群馬県への国際地域学部白山第2キャンパスへの一方的な移転の通告には、余りにも落差というのですか、ギャップがあり過ぎるのではないのでしょうか。町長初めここにおられる職員の皆さんも、この東洋大学の姿勢をどのように受けとめているのか、伺いたいと思うのです。人間の社会は、どんな分野でも信用とか、信頼とか、信義という抽象的な存在が基盤となって、軸となって、特に信義が信頼関係の中核となって社会は形成されているのではないのでしょうか。この信義が、無視どころか、軽視されただけでも、その途端に安心・安全な社会は一瞬に崩壊して真っ暗やみの世界になってしまうのではないのでしょうか。

現代社会は、契約の社会などと言われていますが、契約書の存在があろうがなかろうが、この信頼関係を損なう信義に反した行為は責任を問われるのです。1月13日に東洋大学学長が記者会見で、「板倉を離れないと約束したことはない」などという発言が新聞に載っております。大学のトップの発言とは思えない、とんでもない失言と思うのです。一方、2月10日の説明会では、秋山理事は、法律的観点以前に相互信頼関係、信用という問題に努力していきたいと、こう明言しているのです。東洋大学も私学ですから、経営という問題はあるわけですが、やはり大学である以上、これは公共的な存在なわけですから、国も私学助成とか、もろもろのお金を出して助成しておるわけです。

それから、寄附行為というのも、これは1つの法律行為ですから、寄附を受けた以上は、寄附者の意思、寄附者の目的を尊重して、その意思にこたえなければならないという義務が発生しておるわけです。だから、当然東洋大学も、この寄附を受けた以上は、寄附をされた方の意思を尊重しなければならないわけです。板倉町だって、町長、そうでしょう。筋のわからない、得体の知れない人が寄附を申し込んできても、これは受け取らないと思うのですよね。やはり受ける以上は、寄附者の目的、意思をよく酌くんで、それにこたえることを覚悟して受けるわけですから、それと同じように東洋大学も、そういう寄附者の意思を尊重して寄附を受けたわけなのです。

ですから、東洋大学の国際地域学部東京移転に関する一連の行為は、やはり信頼関係を損ねた、私は強い言葉で言えば、損害賠償に値するような信義に反した行為だと思うのです。町長は、町の公金を10億円も寄附した責任者として、また個人的にも多額の寄附をされたとも伺っております。それから、そこにおられる職員の皆さんも皆寄附をされたのではないのでしょうか。この東洋大学の東京移転の一連の行為をどのように受けとめているか、お伺いしたいと思うのです。職員の皆さんに伺いたいで、まず小菅さんからひとつ荒井さん、田口さん、今村教育長の順で、時間がかかりますので、1分程度、どのように受けとめておるか、伺いたい。そして最後に町長に、強い怒りの弁をじっくりと伺いたいのですけれども、ひとつよろしく願いしたいと思います。1分程度で皆さんにお願いしたいのですけれども、町長には少しじっくりと怒りの言葉を伺いたいと思うのですけれども、よろしく願いします。

○議長（荻野美友君） 小菅会計管理者。

○会計管理者（小菅正美君） 突然の指名で驚いておりますが、寄附をしましたのは事実でございますが、その当時は、大学が我が町に来るのだという喜びがいっぱいございまして、当然このような結果になるとは思っておりませんでした。そんなことでございます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

○生活窓口課長（荒井英世君） あくまで個人的な意見ですけれども、国際地域学部が東京へ移転するということですが、その辺の例えば手続上の関係で、大学側にボタンのかけ違いがあったのではないかと

いう感じはします。ただ、損害賠償とか、そういった関係ですけれども、基本的にこれから東洋大学は生命科学部ですか、拡充するわけですね。その中で、その生命科学部を拡充する、それをいかに板倉町に根差してプラスにしていくかという部分で、その辺をこれからの課題にしてやっていけばいいのではないかと感じはします。

○議長（荻野美友君） 田口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田口 茂君） 私の感じたところでは、前段の信義に反すること云々は別といたしましても、やはり今大学が置かれている状況を勘案して、東洋大学が定員を増やしてまで板倉のキャンパスを拡充するということですので、それに期待をかけたいということで思っています。よろしくお願いします。

○議長（荻野美友君） 今村教育長。

○教育長（今村好市君） 東洋大学は誘致大学でありますので、当然県、町、地域に、それなりのきちんとした対応をすべきだったということは感じております。今後については、汚名挽回ではありませんけれども、板倉に残った学部をどう充実するか、地元とどう連携をしていくか、これが大きな課題だというふうに思っております。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの東洋大学の関係でございますが、今何名かの職員がお話し申し上げましたが、基本的には同様な感じでございます。昨年の12月に東洋大学の国際地域学部が東京に戻ると。そういう話を聞きまして、大変大きな衝撃を受けたことは事実でございます。同時に、先ほどもご指摘があったように、もう少し事前に話が欲しかったなど。そういうことを考えますと、非常に残念に思っていることは事実でございます。ただ、先ほども話がございましたように、町といたしますと、残った生命科学部、これを大学側でも拡充すると、そういうことでございますので、町といたしましては、これをいかに町の発展に結びつけるか、これが大きな課題だというふうに考えておりますので、そちらのほうに大きな期待を考慮しておるわけでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 皆さん人柄がよくて、何か余り怒りがなさそうな、第三者的な評論家みたいな発言が多かったのですが、東洋大学は、白山の第2キャンパスなんていうのを求めるほどの財力がある大学なわけですね。第2キャンパス、私はあそこを見てきましたけれども、あれは東京の超一等地ですよ。交通のアクセスもよくて、東京駅にも銀座にも霞ヶ関にも一本で行ける。東京都庁も新宿も一本で行けるような、羽田空港へも一本で行けてしまうような交通の立地条件もすごくよくて、東大の病院も徒歩圏ですよ。よく東京なんかで人気のある文京区の筑波大の附属小学校なんかに徒歩で行けるような、何から何まで、住宅地にしたら超一等地で、1戸建ての住宅ですれば10億円ぐらいで売れるようなすごいところですよ。東洋大学は、あそこへ5,000坪もの土地があるのですけれども、あそこだけだって、私素人ですけれども、あれだけの財産を見たら500億、600億の財産だと思うのですけれども、そういう財力のある大学なわけです。それとこの板倉町を比べると、余りにも財力の格差があるようで、もう少し怒りをあらわにしてもいいのではないかと思うのです。

それはそれとしまして、2月10日の説明会で、町長や教育長も述べられておりますように、国際地域学部

の移転のかわりにといいますか、生命科学部の充実とか、そういう説明会がありました。この大学の低姿勢で上手な釈明の場となったような2月10日の説明会でした。あの大学の説明会での言葉を信用、信頼するとしましても、1度壊れた信頼関係の修復、不信の払拭には、やはり東洋大学が説明されたとおりのことを行動、実績で示していただくしかないと思うのです。説明された計画を速やかに実行されるかどうかということが、東洋大学の信頼を回復する大きな証となるのではないかと思います。この2月10日の説明会で東洋大学は、先ほども言われたように生命科学部に2学科を増やして、それを充実、強化し、地についた学部を育て上げる方針であるということでした。

それと、附属高校については、当面考えていないと断定的な説明でした。高校経営は採算に合わないみたいなことを述べておりました。そういう東洋大学の経営姿勢のもとで、県、町、東洋大学の3者協議会を3月中にも設置するということがいろいろ新聞報道等されておるわけですが、町としては具体的に3者協議会の中で、どのようなことを求めていくのか、どのような構想を持っているのか、町長にお伺いしたいと思うのです。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 東洋大学の今回の改革構想というのがございまして、その中で5つほど改革構想があるようでございます。板倉キャンパスに関する構想の中では、先ほどからお話がありますように国際地域学部の移転、それと生命科学部の拡充、これがあるわけでございます。先ほどからお話がありますように、この構想が全部移転ということになりますと、これは町といたしましては、到底受け入れがたいものであると、そう考えておったわけでございます。住民の皆様のご理解を得るためには、国際地域学部の移転と同時に生命科学部の拡充、発展が、担保されることが最低限の条件であると考えておりました、実は2月6日の日に東洋大学の塚本理事長あてに要望書を提出いたしております。

内容的には、1つ目といたしまして、国際地域学部移転と同時の生命科学部の拡充、それと2つ目といたしましては、地域との連携の強化、それと3つ目は、板倉キャンパス学生数の維持確保、それと4つ目は、先ほどお話があったサイエンス校、中高一貫校の設置についてお願いをしてきたわけでございます。これら要望に関しましては、説明会でも大学側からご説明があったとおり、大学では生き残りをかけまして、生命科学部の拡充、発展に約50億円という話をしておりましたが、多額の金額を投入して生命科学分野の拠点づくりを不退転の決意で目指すと。そういった発言がございまして、それを重く受けとめて、今後町、県、大学による協議会において話し合いをしてまいりたいと考えております。

それで、3者協議会につきましては、3月中にこれを立ち上げると。恐らく3月の中旬になると思うのでございますが、それを立ち上げる方向で現在調整が進められております。したがって、町といたしましては、この3者協議会の中で、先ほど申し上げたようなこと含めて、申し込んでいく予定でございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今の要望書の中にも、高校の設置というのも要望してあるのでしょうか。東洋大学が高校設置を明確に否定している中で、この附属高校の設置の方向に転換させるには、県、町とも相当の努力とエネルギーが必要になってくるのではないのでしょうか。2月10日の東洋大学の釈明をそのまま満額受けとめれば、この板倉町を中心として県、近隣自治体、住民の支援に対して感謝するという言葉を連

発して、この板倉町や群馬県に相当負い目を感じているような発言が多く見受けられたのです。そうであるならば、板倉町としても、板倉高校の存続問題なども絡めて、県と連携して、東洋大学に高校設置を強力に求めていくということが大切なことなのではないかと思うのです。

先ほどもちょっと申しましたように東洋大学は抜群の財政力と巨大な企業と言ってもよいほどの大学ですから、日本でも有数の規模の大学ですよね。その大学ですから、高等学校の1つぐらい設置することは、財政的には容易なことだと思うのです。何度も私申すのですけれども、東洋大学は共生という概念を大切にしているとか、地元と運命共同体だなんて堂々と発言しているのですから、その言葉を信じて、悪い言葉では逆に利用して、高等学校の設置を強力に働きかけていけば何とかできるのではないかと。それと、高等学校の許認可権は群馬県が持っているわけでしょうから、県の高校設置の許認可権と、それと財政支援も絡めて、町長が力を発揮して東洋大学に強く求めていけば、東洋大学の考えを変えさせて、高等学校の1つぐらいは、まあ簡単とは言いませんが、設置させることぐらいできるのではないかと思うので、強く働きかけてもらいたいのですけれども、その辺のところはいかがなものでしょうか。それと、その東洋大学の見通しというか、感触、いろいろ要望書を出したときの。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまのご指摘のスーパーサイエンス高校設置の関係でございますが、大学側で言っていますのは、まずは生命科学部、これは平成21年3月までに学部の拡充をしなければならぬと、まずはそちらに全力投球をしたいと、そういう話がございます、恐らく大学の意向とすれば、高校の設置は、その後ということになるかもしれません。確かに町といたしましても、まずは学部の拡充は、これはどうしてもやらなくてはならないことであるから、それを優先したいというふうには考えておりますが、ただ、感触といたしましては、生命科学部そのものは、やはり高校が欲しいと、できれば中高一貫校が欲しいと、そういうことを考えておるようでございます。

といいますのも、最近の傾向といたしまして、大学に入ってから基礎的なことを勉強するのでは、若干遅いのではないかとということがあるようでございますので、やはり本当の意味のバイオの拠点にするためには、もう中学ぐらいから理科系も含めて勉強していただかないと本当の意味のバイオが本物にならないと。そういったことがあるようでございますので、学部といたしましては、そういう考え方はあるようでございます。しかし、全体としますと、大学のほうでは、先ほども申し上げたように、まずは拡充のほうを先行させたいと。そういった考え方があるようでございますので、その辺も含めて、町といたしましては、将来的には何としても高校が欲しいと願っておりますので、全力投球でそちらのほうも頑張ってもらいたいと、そう考えております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 私立学校というか、高等学校を設置するとなると、この少子化の時代でもあり、地元の私立学校連盟の反対だとか、私立学校を設置すると群馬県が私学助成しなければなりませんよね。板倉町に設置するとなると、9割方県外の生徒が来るのではないかと。そうすると、県外の生徒に私学助成するなんてことになると、板倉町としては歓迎でも群馬県としては、これはひとつ問題があるなということとか、いろいろ問題は出てくると思うのですけれども、その辺のことも乗り越えて、ひとつ町長、東洋大学と群馬県に働きかけて、高等学校の1つぐらい、あの広大なキャンパスを有効活用するためにも、ぜひ力を発揮し

ていただきたいと思うのです。

次に、今後の財政運営について伺いたいと思うのです。先日、平成29年度までの向こう10年間の財政収支予測の概要が示されました。あの予測結果をどう評価、判断するかは人によって違うと思うのです。人の欲望は切りがありませんので、あの経済予測のとおりで我慢するというのも十分やっていけるわけだし、あんなもんじゃとんでもないというふうなことを判断する人もおるわけで、それは満足というものは切りがない、欲望というものは切りがないもので、それをどう評価するかは、人それぞれということだと思うのです。

この板倉町財政を第2の夕張などと比較、関連づける声が、ちまたでささやかれてもいるのですけれども、板倉町の財政と比較するには余りにも差があり過ぎるのではないかと思うのです。夕張市財政と比べられるのは国の財政ぐらいで、板倉町の財政は、それほどというか、全然問題にならないほど夕張とは違って悪くないと思うのです。板倉町財政は、確かに経常収支を見ると、確かに貧しい町ではあるけれども、破綻するような不健全な状況にはほど遠い財政力だと思っております。5段階評価でいけば3程度の普通というところではないでしょうか。この夕張市のような1にも至らないような格別のまちとは全然レベルが違うのではないのでしょうか。この板倉町財政もニュータウン事業への持ち出しといいますか、つぎ込みがなければ、もっともっといい財政状態になっていたのでしょうし、またニュータウンにつぎ込んだお金を使えば、もっともっと豊かそうな町にもなっていたのではないかと思うのです。

そこで、ちょっと小野田課長に伺いたいのですけれども、このニュータウン事業の中で行っている公共下水ですね、公共下水は交付税算出の基礎となる基準財政需要額の対象になって交付税に算入されているのかどうか、その辺のところはどうなっているのでしょうか。それと、このニュータウン事業というのは、交付税との関係でいくとどんなふうになっているのか、お伺いしたいけれども、わかる範囲で結構です。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 交付税との関連は、ちょっと調べさせていただきたいというふうに思います。補助金を受けてやった事業ですので、それ以外に交付税の算入があるのかどうか、ちょっと調べていただきと思います。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） それでは、もう一つ、小野田課長に伺いたいのですけれども、この自主財源が増えますと、それに見合って交付税が減額されるということをよく伺っているのですけれども、それは事実なのでしょう。例えば自主財源が10億円増額すれば交付税が7億5,000万円減額される、いわゆる75%カットされるという、この方式についてどのようなものか、もうちょっと詳しく説明いただければと思うのです。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 税は、基準財政収入額に入ってしまうので、基準財政収入額から基準財政需要額、これを差し引いたもので、需要額のほうが大きいのです。板倉町、不交付団体以外は全部需要額のほうが大きいわけです。住民に対するいろいろな経費が、これだけありますよというのが収入額よりも大きいのです。その差額が交付税で補てんされるわけです。そうすると、その収入額に税は入ってしまうのです。ですから、今議員がおっしゃるように75%は減らされてしまう。ですから、10億円で例えれば2億5,000万円だけが新たな財源として、これまでの収入額に、財政のプラスアルファになるということなのです。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そういうことは、そうすると税収アップ、それに見合って交付税カットということは、自治体間の格差是正にはなるのですけれども、悪平等みたいになって、一生懸命努力して、工夫して、税収、財源を確保しても、何か余り楽にならないということは、努力が報いられないというような悪平等にもなってしまって、自主財源確保への努力というか、意欲がそがれてしまうようなことにもなってしまいうわけですね。その基準財政需要額を突破して初めて自主財源が、増収財源が全部自由に使えるということになるのですから、そうなると、そこに到達するまでに難しいということになるわけです。それはそれとしましても、税収確保に努力しなければならないわけです。そうはいっても、やっていかなければならないと。

そこで、当面この板倉町にとって増収できそうな、即税収アップできそうなことは何かといえば、これはニュータウンを販売して税収アップを図るしかないと思うのです。工業団地、工業団地なんて言っても、そんなのは先の話ですから、そこでニュータウンの販売なのですけれども、この販売不振は深刻ですよ。去年の10月の販売キャンペーン以降何区画売れているか、町長、ご存じですか。恐らく余りにもひどい数字なので、報告は上がってきていないと思うのですよ。朝日野の積水ハウスとか、泉野のアーネストワンというのが建て売り住宅を販売しておりますが、あの建て売り住宅も相当苦戦していますよね。住宅販売のプロでも苦戦しているわけです。価格や立地条件だけでなく、少子化とか、あるいは二極化とか、不景気だとか、いろいろな社会経済的な、構造的なことも大きな原因となっているのかもしれませんが、とにかく売れていないですよ。

だからといって、どうすればいいのかと。企業局も今企業管理者が不在のままというか、空席のまま、ここに企業局の職員も傍聴に来ていますけれども、今やかじの壊れた船のごとく、どこへ進むのかわからない、方向を見失った、全く無気力状態に陥っているのではないかと思うのです。あそこの販売センターの職員を増やして強力にするという新聞報道なんていうのもありますけれども、綱引きではないのですから、人間を増やしたからといって力を発揮するわけではないのですよね。力のある人1人と力のない人10人だったら、どちらが力があるからといえば、営業では1人だって十分太刀打ちできるわけです。少人数でもいいから、営業センスのある、あるいは営業向きな人を配置することが大切だと思うのです。数ではないと思うのですよね。

そういう中で、駅前の販売センターに板倉町も職員3人を送り出しているわけですよ。販売センターの仕事は、これは言うまでもなく、これは不動産屋の営業マンですよ。非常に難しい職業ですよ。出向させる以上は、せめて職務に適した、販売センターに行くと県の職員に刺激を与えるぐらいな元気のある職員を選すべきではないかと思うのです。既に3月人事もほぼ固まっているのではないかと思うのですが、この現状の役場職員の中で、今の職員の持ちごまの中で、板倉町の財源確保に役立つような適材適所の人選をして販売センターに送り出していきたいと思うのですが、今からでも検討できるのではないかと思うのですけれども、その辺のことを踏まえて、町長、まだ間に合うのではないかと思うので、ひとつその辺のところの考えをお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 再三ご指摘いただきましたように、町の税収を考えた場合、一番身近なところにあるのはニュータウンの販売でございますので、今お話しがあった営業的なことについては非常に大事な分



野であると、こう考えております。もうすぐ人事の関係が出てくるわけですが、当然まだ間に合う  
というか、そういう状態でございますので、今お話しのあったように極力そういったものに合った職員を考  
えていきたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） よろしくをお願いします。

先ほどのニュータウンの販売区画数ですけれども、10月以降今まで悪いから町長に言わなかったのですよ。  
3区画ですよ、3区画、半年近くで、3つしか売れていないのですよ。人を増やすのだったら、くれてやっ  
たほうが安いですよ、1区画くれるのに人件費1人分ぐらいかかってしまいますから。言葉は悪いですけ  
れども、くれたほうが、無償で提供したほうが安上がりかなと思うほどですね。それはそれとしても、これ  
から一生懸命やっていかなくてははいけないわけです。ですから、例えば隣まちの、よく言われている佐野の  
新都心のような有効利用をこれから考えていくべきではないかと思うのです。あの佐野の新都心も事業主体  
は国土交通省の特殊法人ですか、外郭団体である新都市整備公団が、この板倉ニュータウンの開発と同じよ  
うな時期に開発されたのはよくご存じだと思うのです。面積もほぼ200ヘクタールぐらいで、板倉ニュー  
タウンと同じぐらいな規模があるわけですが、一見今にぎわっているから、何か勘違いしている人もい  
るのですが、あれも販売したら全然売れなくて、苦肉の策として、あれを賃貸に切りかえたということな  
のですね。切りかえたところ、たまたまあそこはインターチェンジと50号線に接しているという好立地条件もあ  
って、イオンとアウトレットが借地で営業を始めた、現在のようになっているわけです。

ですから、あの佐野新都心の地主である新都市整備公団にとっては、あれは大失敗策で、今でもあれは不  
良資産なわけですよ。賃料では当然再三が合わないような状況になっておるわけです。ですけれども、佐  
野市は固定資産税というか、もろもろの経済効果を受けて、今や恩恵を受けているわけですよ。それと同  
じような構図でいえば、この板倉ニュータウンも佐野新都心のように企業局に用途変更、あるいは有効活用  
して、板倉町にとってメリットになるようなことを考えていただかなければならないと思うのです。この  
ニュータウン販売も開始以来もう12年目ですよ。将来の販売見通しも今は全く真っ暗と言ってもいいの  
ではないかと思うのです。大学受験だって3年も浪人すれば、そろそろ考えた方がいいんじゃないというのが世  
の中の常識と同じように、いつまでも同じことをやっている、と人生は終わってしまいますから、やっぱり  
ニュータウンの考え、方針も10年以上たっているのですから、県企業局にいいかげん方向転換を求めてい  
く時期にあるかと思うのです。国土交通省も用途変更や有効活用も、もうぼつぼつ認める時期に来ている  
のではないかと思います。12月の議会で、私が町長に質問したところ町長は、「ニュータウンの用途変更  
については、前から検討中であって、もう少しでどうすべきかという結論が出る  
のではないかと考えている」と答弁されておりますね。その後、この件についてはどのように進展してい  
るのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 確かにご指摘のように板倉町のニュータウンの区域内、空き地が非常に多いわけ  
でありまして、いろいろな面で心配されていることがあるわけでございますので、何とかしなければなら  
ないという今時期に来ていると、そのように基本的には考えております。したがって、町といたしまして

は、用途変更も含めて検討してほしいというふうに県のほうにはお願いしている段階でございます。ただ、新住法の絡みもございまして、結論が出ていないという状況でございますが、これからも用途変更を目指して、町といたしましては、県のほうにおつなぎをしていきたいと、このように考えております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今の状況ですと、ニュータウン販売も何か難しいのではないかと、方向転換する方向に持っていくべきかと思うのです。財源確保、税収アップには、工業団地といっても、これもまた相当先の話になってしまうと思うのですよね。ですから、あそこでき上がった、空き地だけでも有効活用すべきではないかと思うのです。よく財源確保、税収アップに工業団地とは、これは決まり文句となっているのですが、肝心なことは、その計画の中身だと思うのですよ。工業団地、工業団地といっても、肝心なのは中身だと思うのです。この板倉町が工業団地を目指すのであれば、その税収目標は一体幾らを目標にしているのか。そうすることによっておのずと工業団地の規模というか、そのサイズも決まってくると思うのです。

今先の話としても、考えている、構想にある、その工業団地というのは、一体どのぐらいな税収を目標として、またどのぐらいな規模を目指しているというか、計画しているのか、その辺のところを具体的に伺いたい。それとまた、それを今県企業局にいろいろとお願いしていくということなのですが、この県の企業局、あるいは県の本庁のほうもどんなような反応をしているのか、その辺の感触もお伺いしたいと思うのです。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 先ほどお話のあった、その基準財政収入額、需要額の関係も含めると、やはり町の税収を潤すためには、相当な規模が入ってこないとなかなか町の財政は潤わないと、そういう面がございまして。現在の工業団地の税収等を考えてみますと、おおむね2億円程度ということでございまして、町といたしましては、当然それ以上のものを考えていかざるを得ないというふうに基本的には考えております。今ご指摘のあったニュータウン区域内の云々、どの辺まで進んでいるかという話でございまして、これは新住法という非常に難しい法律にのっとったニュータウンでございまして、確かに時期的には、さっきお話のあったように来ているのかとは思いますが、なかなか大変だという話は聞いております。したがって、これからはひとつ県の企業局と十分連携を深めて、先ほど申し上げましたように用途変更等に結びつくような、そういった努力は極力していきたいと基本的には考えております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 仮に工業団地の計画が順調にいったとしても、税収アップという成果になるには、5年、10年先ですよね。今よくはやりの固定資産税の減免措置など考えると、さらにその成果を、果実を得るのには、その先ということになってしまうと思うのです。そうすると、これからこの10年間、先日示された財政改革プランに沿った自治体の運営を考えなければならないわけです。この財政改革プランに示されたままの自治体運営となると、よくマスコミに出ている福島県の矢祭町ですか、あれほどまでいなくても、あれに近いような財政運営が強いられているのではないかとと思うのです。

そうなりますと、小野田課長が言われていますように、夢のない、暗い町になってしまうのではないかと。でも、あの財政改革プランを分析しますと、この10年間、借金でやりくりするだけの体力というか、余力が残っているのも読み取れるのではないのでしょうか。といいますのは、平成29年度には一般会計の

借金もゼロ近くになってしまいますよね。国の借金であったはずの臨時財政対策債など含めても、ほとんどゼロに近くなってしまうのではないのでしょうか。下水道会計なども限りなくゼロに近くなっていくのではないのでしょうか。基金も減るけれども、借金はもっと減ると。極めて健全なバランスシート状態になるのではないのでしょうか。

参考までに、前橋市などは借金が1,400億円あって、基金が130億円しかないですよ。この間何かに出ていましたけれども、北海道の空知支庁なんていうのは、特別会計も含めてなのでしょうけれども、借金が550億円あるそうです。基金は5億円もないのだそうです。これはかすかすの資金繰りですわね。今月の月給払えるかなんていうふうな状態の財政運営かと思うのです。そういうものに比べると、板倉財政なんていうのは極めて健全で、私に言わせれば、板倉財政に埋蔵金があるとすれば、借金する能力、体力、余力があるということではないかと思うのです。

ただ、この前も説明を受けているのですけれども、公債発行、借金をする条件は、補助のある事業で、なおかつ公債発行できる事業を起こしたときにしか許可されないと小野田課長から説明を受けているのですね。それ以外にはどのような方法でも公債発行は認められないのか、伺いたいのですよ。それ以外一切だめなのか。国なんかでは、国債を償還する場合、償還金額の6分の5は借りかえているのですよね。それで、6分の1しか償還していないのですね。だから、国の話では金額が大きくなりますけれども、60兆円、借金の期日が来ると、50兆円は借りかえて、また先へ延ばして、その10兆円だけ借金返済に充てていると、そういうのを自分で勝手に制度をつくっているわけですよ。そういう借りかえのような仕組みというか、システムというのは、地方の自治体には適用されないのか。また、そういうような仕組みはないのか、その辺のところはどうですか、小野田課長、伺いたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 今の地方債の発行の関係ですけれども、非常に幅広く借りられます。地方が財源とすることができる地方債の発行につきましては、例えば交通事業であったり、水道事業、それと一般会計から水道事業へ出資している出資金、あるいは今議員さんが言われました、借りかえのために要する財源とするための起債。ただ、そういった中で、ではどの部分がという、例えば利息が7%、当時借りたものが、今の利率、例えば2%前後になっているという部分で、そのときの取り決めがあったのを、では今利率が安いから、すぐ借りかえてしまうよというのは、国もいいよとはなかなか言わないのですね。その辺でできるものとできないものがあるのですけれども、そういった起債もできるということですね。あとは、災害復旧関係は、これは文句なしでできるということ、それと学校、文教施設ですね、それとか保育所とか厚生施設、消防施設とか、これまでも道路とか、そういった公共施設の住民サービスや福祉に要する公共施設については借り入れができるということになっています。

先ほど議員がおっしゃったように平成29年には公債費が1億円ぐらいに減ります。ですから、あの改革プランでは、では今基金がこれだけあって、起債も、要するに借金をしながらも、こういう事業をやっていくよというプランをつくってしまったら、私は大変だと思っています。ですから、今の埋蔵金ではないですけれども、公債をうまく使って今後やりくりしていくというのは当然我々も考えていますので、それはまた何をやるという時期になりましたら、当然議会にも相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） ぜひ公債発行、借金も組み込みながら、真っ暗ではなくて、少し明るいようなまちづくりを考えていただければと思うのです。そうでないと、ただ健全化するだけの縮小、均衡した財政運営ということになって、非常に貧乏だけれども、堅実な健全な町になってしまって、それだと夢も希望もなくなってしまふということになると思いますので、ぜひそうしていただきたいと思うのです。そうはいつでも、この板倉町の財政収支というか、経常収支比率などを見ますと、この経常収支比率は自治体財政をはかる代表的な指標となっております。地方財政のエンゲル係数などとも言われ、この数値が、経常収支比率の数値が高いほど新規事業に取り組むだけの財政的なゆとりがないということになるわけです。財政改革プランによると、板倉財政も経常収支比率は極めて高く、家計に例えれば食費で生活費がほとんど終わってしまうと。娯楽費など、そういったものは全く生み出せない。1軒の家でいけば、せいぜい雨漏りとか、壊れてしまったガラスを入れるとか、切れた電球を取りかえるぐらいな、そういう程度の補修とかはできるけれども、新規の事業はできないというようなのが、この経常収支比率からはうかがえるわけですので、これをどういうふうに経常収支比率を下げていくかということになると、今の板倉の財政改革プランに沿った予算書、決算書から見ますと、経常収支比率を下げるということは、何かの経費を削減するしかないのですけれども、あの経費明細を見ると、人件費も物件費も固定費、それから扶助費も、これも固定費みたいな、制度みたいなものですから、それから公債費、借金返済ですね。それから、繰出金とか、あれを削るということではできないと思うのです。減らすことができるのは事業費ということになるわけですが、その事業費も極めて少なく、それを削る方法は非常に難しい、限界にあるのではないかと思います。そういう中で、今後発生するであろうと思われる、この行政需要というのはいっぱいあると思うのですよ。新たな行政需要、それから多少は、先ほど小野田課長が言うように新規事業も組み込んでいかなければならないということになると、その財源を、どこに捻出を求めるかということになるわけですが、今の状況ですと、人件費のカットといっても、人もこれ以上は減らせないという状況に、もう二、三年後には増やすのだという計画になっておるわけですから、難しいということになるわけで、そうなりますと、やっぱり私は合併することが、これは一番の行財政改革の近道ではないかと思うのですけれども、いつも同じことを聞いているのですけれども、町長、合併についての考え方、館林市など、なかなか積極的な……

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君に申し上げます。

時間を過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。

○7番（青木秀夫君） はい。館林市など積極的な動きをしておるのですけれども、町長、どのような考えをしているか、再度お伺いしたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 合併はどうかということなのですが、時間をあと10分か15分ぐらいもらえればいいのですが、どうですか。

○議長（荻野美友君） 簡潔にお願いします。

○町長（針ヶ谷照夫君） 一口で言うのは、なかなか難しいことではないかと思うのですが、合併というのはいろいろな要素がありますので、早々一口でこうだというのは難しいわけですが、ただ、現在館林市がいろいろな団体やら議会等を含めて積極的に動いているという話は聞いておまして、そういった市民レベルというか、議会レベルというか、そういうことは大いに結構だと思うのですが、ただ、こ

れまで行われてきた合併をずっと見てみますと、当然いろいろなデメリットの部分もあるのですね。ですから、私は、まずそういった検証も大事であると、基本的にはそう考えております。また、今後国の動向といったしましては、新しい分権改革推進委員会を含めていろいろな動きがありますので、そういったものも勘案していかないと、単なる感覚だけで合併というのは非常に難しいかと思っておりますので、そういった基本的なことをしっかりと見詰め直して、また精査をしてかかっていく必要があるのではないかと、そう思っております。私も基本的には別に合併に反対ではございませんで、いずれはそういったことを考えざるを得ないというふうに考えているのですが、ただ、今ちょっとだけ申し上げた、もろもろのことを考えてみますと、そういった基本的なことをまずきちんと整備すべきであると、そのように考えております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 議員さんの一番最初の質問の中で、下水道が基準財政需要額に算入されているかどうかということで、これは算入されています。金額として1億3,200万円ほど算入されております。

○7番（青木秀夫君） どうもありがとうございました。以上で終了させていただきます。

○議長（荻野美友君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時20分です。

休 憩 （午前10時03分）

---

再 開 （午前10時20分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

通告2番、延山宗一君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 2番（延山宗一君）登壇 ]

○2番（延山宗一君） 2番、延山宗一です。通告書に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

今日の農業、食料を取り巻く環境は、深刻な状況を迎えております。作業者の高齢化、そして担い手不足、そして耕作放棄、また食料に対しての信用、信頼はすっかりなくなりました。国の農業政策は、最悪の状態を迎えております。そして、その結果、農産物は受給率は39%と年々下がり続けております。その反面、需給のバランスを崩し、価格の低迷が続いている農産物もあります。一部の農業者だけの支援、保護を打ち出して進めてきた農業政策、2008年に新たな制度も加わり、今農業経営を確認する間もなく、新システムへ変更されていくわけでございます。非常に不安と、そして戸惑いは隠せない状況になっております。昨年からはスタートしました品目横断的経営安定対策も、複雑でわかりづらい。また、地域の実情とはかけ離れている。実態に即していない。そんな理由で、1年間で名称の変更。今度は、水田・畑作経営所得安定対策、何だか今まで以上に非常に複雑で、わかりづらいような、そんな感じもするわけでございます。もっとすっきり整理をされた方法はないかと感じずにはいられないわけでございます。今まで担い手や認定農業者と限

定した制度、対象者を市町村で決めてもいいですよ、そんな要件が緩和されたと聞いております。町では、どのような指導、そしてまた理解をさせているのか。そしてまた、農業者に対して農業経営基盤強化準備制度を設立いたしました。農用地や農業機械を購入する場合、税制上の特例措置があると聞いています。それはどのような制度なのか。そしてまた、利用方法を含めて具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの地域農業のあり方でございますが、今いろいろなご指摘がございましたが、まさしくそのとおりでございます。国の品目横断的経営安定対策、非常にわかりにくくて、お話しがあったように現実にそぐわない面が多々あるような気がいたしておりました。しかも、生産調整が絡んでおりますので、なかなか取り組みにくいというのが実態でございます。私どもも大変苦慮しておったわけでございます。それがまた変わってまいりまして、先ほどお話があったように水田経営所得安定対策と、こんなふうにも変更されてきました。いろいろなことはあるわけでございますが、何点か細かい点の質問があったわけでございますので、その点につきましては、担当のほうから申し上げますので、よろしく願います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） ただいまのご質問でございますが、議員のご指摘のとおり、平成20年度から品目横断的経営安定対策から水田経営所得安定対策ということで、名称が変わると。この中には、これまでの知事特認の仕組みが市町村特認に変わるという内容でございます。こちらにつきましては、ご承知のとおり個人経営、あるいは法人経営の場合、4ヘクタール以上の面積要件が定められておるわけでございますが、これを満たせないものについても、特認で対象とできるという制度でございます。県から市町村へ、この特認の事務手続が移るという原因、理由でございますが、これにつきましては地元自治体が農業経営者の実態をよく把握できるということがございます。それから、さらに集落営農組織、これにつきましては、おおむね5年間を経過した後には法人化するという要件がございましたが、こちらにつきましても集落営農組織の経営実態等を勘案して、この5年の要件を緩和するというような内容でございます。

それから、もう一つ、機械等の取得にかかわる税制措置でございますが、この辺につきましては、従前いわゆる資産の圧縮記帳等の取り扱いがなされておったわけでございます。そういったところが、今後平成20年度から取り扱いとしては変わってくるという内容でございますけれども、この詳細取り扱いにつきましては、これはいつもの実態でございますけれども、現在国、いわゆる農林水産省におきまして、これにかかわります政省令の制定並びに要綱、要領の制定作業中ということでございます。したがって、この詳細が判明するには、もう少し時間がかかるということでございます。我々が、今後平成20年度からの取り組みにつきましても、関係農家等との連絡調整をする上では、一日も早く、これら関係の法令等、規定等が国から発せられることが必要だというふうに感じておるところでございますが、状況は以上のようなものでございますので、判明次第に関係農家なり、関係機関と協議、協調しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 今年度新しい農業ビジョンとして新規農地を借用しますということで、利用権設定

を結んだ場合、反5万円の補助制度が加わったと、そのことも伺っているのですけれども、3万円、5万円というような価格の差もありますけれども、そこら辺具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） ただいまのご質問でございますが、こちらにつきましては、緊急対策ということで、地域水田農業活性化緊急対策という事業で、平成19年度の補正予算で対処するという事業でございます。この中身を見ますと、長期生産調整実施計画、これは対象者が平成20年度以降に生産調整を実施するものということでございます。対象作物につきましては、麦、大豆、飼料作物、これは米、稲を除くという条件がございます。交付金額につきましては、議員が申されたとおり、19年産の生産調整実施者につきましては5万円、それから19年産生産調整実施者以外、要するに19年産につきましては、生産調整を実施していなかったということで、ご理解をいただければと思いますが、この方につきましては3万円、これはどちらでも10アール当たりということでございます。

これにつきましては、平成20年度以降5年間生産調整を達成する必要があるということでございます。ですが、この交付金の交付につきましては、1回だけということでございます。もろもろその辺の状況を勘案すると、当町内では、この該当が厳しい状況でございます。現時点で手続がなされて、該当できる面積が町内では20アールでございます。県下全体で、詳細数字ははっきり記憶ございませんが、おおむね36ヘクタールぐらいというふうに伺っておりますが、町内では、そのような状況ということでございます。これにつきましては、平成19年度のみ交付ということでございまして、またこのような仕組みが平成20年度以降も措置されるかどうかということにつきましては、現在のところ不明という状況でございます。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） わかりました。ただいまの説明、やはり理解するには、時間も結構かかるようにも思われます。経営安定対策対象外の経営規模要件を満たさない、今回の制度でもありますけれども、未達成の方ですね、保護政策を図ることについては本当にわかるわけなのですけれども、やはり新地域水田ビジョンが出されても、その制度を利用していく、熱意を持って農業に取り組んでいる、そういう小さな小規模経営の農家の人たちにもっとわかりやすく、そしてまたどちらが、どんなふうに有利なのか、そういうことも説明していく、そういうことが今後不可欠かなと、そんなふうにも思っております。

また、現実経営規模の小さな農家が支援を受けるには非常に高いハードルがあるわけなのですけれども、認定農家の指定を受けることのできない小規模農家なのですけれども、多くの方たちが、この先このまま続けていきますと、農業をやめざるを得ない、そんな状況に陥ることは本当に目に見えてわかっている。今その人たちが求めているものは何か。農業者全員、同じ目線で考えていただきたい。今年度指定を受けることのできない農業者の人たちが施設の、そしてまた改修していかなくてはならない。また、農地の購入に融資を受けて購入に当たっていく、そんな取り組みをしていくわけなのですけれども、町は単独事業の融資制度、そんな融資制度ができていければというわけなのですけれども、町長の明確な回答をお伺いしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 今ご指摘のあった、いわゆる小規模農家ですか、この対策、確かに非常に大変だ

なと思うのです。先ほど来話がありますように、今の国の基本的な考え方というのは、大規模農家の育成ということでございまして、少し極端な言い方をすれば、小規模農家はもう要らないよと、切り捨てだ。そういうことが何か浮かんでくるような、そんな状況が今の国の政策かなと、そう思っております。しかし、現実問題として、やっぱり地域農業を支えているのは、大きな農家の方もおりますが、一方、小さな農家というか、そういった人たちが成り立っているのが現実でありますので、これを無視することはできないわけでございますので、この対策をどうするかというのは、町にとっても非常に大きな課題であると、基本的にはこのように考えております。

そんな中で、これから必要なのは、1つには、集落営農組織かなという気がするのです。米麦栽培というのは、農業機械等大変な金額を要しますので、それを各農家がそろえるというのは非常に難しい状況に来ているのかなと思いますので、それを考えますと、やっぱり集落営農組織を立ち上げて、そういった中で対応を図っていくことが必要なのかなというのが第1点としてあります。それともう一つは、特化した農業経営というか、例えば米麦は米麦で、どなたかにお願いすると。しかし、野菜等も含めた、そういった農家はそういった農家で生きていくと。こういった特化的なことが、これから板倉町としては必要なのではないかなという、現実問題を考えますと、そんなふうな気がいたします。

そういった中で、小規模農家に対する融資制度といいますが、それを町ではどう考えるのかというご指摘でございますが、これは以前からも、そういった指摘を受けている一面もございまして、また町といたしまして現在ある、いろいろな制度以外に町単独というのはございまして、今後の推移いかんによっては、そんなことも考えなくてはならない一面があるのかなという気がするわけでございますが、またそういった面に関する結論は出ておりません。しかし、これは課題として検討は進めていくべきであろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 今の答弁を聞きますと、何だかいつ聞いても同じような回答だと思っておりますけれども、きのうの会議の中で、制度資金、近代化資金が200万円からの減額をされた。その資料を見まして、やっぱり残念に思うわけです。というのは、今のシステムでいきますと、非常に借りづらいといいますが、手続きが難しい、それが原因です。貸す側にしますと、そのぐらいの要件は満たすのが当たり前だというようなことでの意見なのですけれども、やはり毎日トラクターに乗って、またハウスの中に入って作業している人に、それだけの事務手続を要求してもなかなか難しい。その辺のところを町としても手伝いしてくれる。また、現実に町単独で、例えば幾らでもいいから利子補給をしていただきたい。その辺のもう少し明確な回答を求めます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 今ご指摘のあった、現在あるものが非常にわかりにくくて面倒だという、そういうご指摘がございました。確かにそういう制度的なことというのは非常に複雑で、ややこしくて、大変なことはよくわかります。ですから、その辺の簡素化といいますが、借りやすくするという努力は、これはやっぱりしなくてはならないとは思っております。ただ、いろいろな制約がありますから、それがどこまで簡素化できるかというのは、ちょっと何とも言えませんが、しかし極力借りやすくするという努力は、やっぱり



していくべきであろうと、そう考えています。それと、現在の制度とは全く違った町単独の仕組みというのは、先ほど申し上げましたように、これは町のいろいろ財政的なこともありますので、まだ結論が出ていないのですが、現在の農家の状況を考えますと、ある程度考慮せざるを得ない面もあるのかなという気がいたしておりますので、これはちょっとまだ結論が出ませんで、大変恐縮なのですが、それは検討させていただく事項になるというふうに考えております。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） わかりました。

次に、食料は海外で幾らでも買える。市場原理の名のもとに生鮮野菜から加工品に至るまで輸入に依存している国内産地でございます。我が国内でも農業者を衰退に追い込んだ国の農業政策でございます。加工品におきましては94%が輸入品です。その結果、テレビ、新聞等で連日報道されております中国製冷凍食品毒ギョーザ問題です。解決するには、まだまだ多くの時間がかかるかなと、そんなふうにも思っております。農薬に汚染された輸入食品、これは本当に氷山の一角と言っても過言ではない、そんなふうにも思っております。安全な食べ物は、何といたしても日本の品物です。命の保障は安値ではないのだ、安全と安心だと、声を大にして言っていきたいと、そんなふうに思います。

板倉町の農家戸数1,569とあります。専業農家313戸、純専業農家は5分の1です。その農業従事者の年齢はと考えるとときに高齢者農業ではないのかなと。今現在の農業は非常に高齢化している高齢者農業だと、そんなふうにも思います。群馬県が発表しました年齢ですね、農業をやっている全体の28.3%が60歳以上の高齢者の方がやっている農業だと、3人に1人が高齢者だと、こんなふうに見えるわけでございます。我が板倉町は、60歳以上の高齢者は何名ぐらい占めているのでしょうか。また、この数字がより具体的にわかれば結構なのですけれども、県の数字よりも低い数字を期待するわけなのですけれども、その対策をどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 高齢農業者の関係でございますが、ただいま延山議員から県の状況の話があったのですが、板倉町の場合でございますが、板倉町の農業従事者、50歳以上の方がどのぐらいいるかという約7割です。70.3%という、そういう数字になっております。そのうち70歳以上の方は実に25%を超えているという、そういう状況でございます。こんな状況を考えてみますと、本町の農業というのは、高齢者の方々が、まだまだ熱意を持って営農に取り組んでいるという状況でございます。これによって農地が守られているということになるのかなと思います。裏を返せば、それだけ後継者がいない状況にあるということでもございます。したがって、高齢によって農地管理が困難になって遊休農地化が急速に進行することが心配されております。こういった状況を考えますと、地域の認定農業者や担い手を中心に農地の流動化を図っていかねば、今後の農地の利用はますます減少してしまう、そういう心配をいたしております。農地の流動化については、これはいろいろな補助事業であるとか、町の単独事業を活用して、また農協を初め県指導センター等の関係機関、農業委員会や総合農業振興協議会、認定農業者協議会等と連携を図りながら極力推進を図っていききたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番(延山宗一君) 年金を受給しながらの農家、いつ仕事ができなくなるかわからない、そんな年齢の高齢者が現実には我々の食料といえますか、農業を支えている現実かなと、そんなふうに思います。新規就農者、またUターンの農業者が板倉町でも数多くいるわけなのですけれども、その多くの人たちをいい方向に導いていくように、やはり町としても農業の楽しさや、またPRを含めて推進していかなければならないかなと思っておりますけれども、その辺について町長にお伺いしたいと思います。

○議長(荻野美友君) 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長(針ヶ谷照夫君) 確かに先ほどもちょっとご指摘がございましたように、またきのう私のほうからも話を申し上げましたように、これからの日本の農業を考えますと、今ここで真剣に考えないと、将来非常に大変な状態に陥ってしまうのかなと、そういう気がするのです。いずれ世界的な食料不足ということもございまして、また食の安全の関係もございまして、そういったことを考えると、本当に真剣に考えなければいけないというふうに考えています。ただ、現実問題として、板倉町の場合も同様でございますが、高齢化しているというのが現実の問題でございます。いつ何どきぱっとやめてしまう農家が出ないとも限らないのです。そういう実態があちこちでよくありまして、いつの間にか草ぼうぼうという、そんな状態があちこちに見られるわけでございますので、これをどうすべきかというのは、板倉町の大きな課題でもございます。

そこで、これは前々から申し上げてきたのでございますが、認定農家等も含めた、そういった組織で、極力これをカバーしていただきたいということもございまして、またいろいろな仕組み、制度を生かして、Uターンも含めた新規就農者といえますか、そういった方たちにも、やっぱりお手伝いしてもらえたらありがたいなというふうに考えています。いずれにしましても、遊休農地というのはいろいろな懸念材料も非常にございますので、何とかその辺の解決を考えなければならない時期に来ているというふうに考えています。これは農業委員会や、そのほかのいろいろな関係機関、関係団体とも相談をしながら、極力遊休農地をなくすような、そういった努力を今しなくてはならないかなと基本的には考えています。

以上です。

○議長(荻野美友君) 延山宗一君。

○2番(延山宗一君) わかりました。

農家の経営を圧迫している要因の1つに原油の高騰があるわけです。その影響で農業資材、そして肥料、農薬の急騰な値上がりが続いております。農協で前年の販売実績を伺いました。前年対比、野菜、そして米が105%の販売実績だと。しかし、麦については65%、これは作柄が悪かったということです。経費については、どのくらいになりますかと伺ったところ、10%から15%はやむを得ない、そんな話をしておりました。また、この影響をかんがみ、板倉農協では施設園芸の暖房用の重油を1リッターにつき1円、そして全農からも同じく1円、計2円の助成をすることを決定し、緊急時の農家支援を行っております。現在の農作業は機械化が非常に進みまして、すべての作業は機械の力をかりて行っているわけでございます。その機械は、当然ガソリン、軽油、そういうものを使用しておるわけなのですけれども、その機械は道路を走ることは本当に少なく、やはり運搬されて圃場内に行く、そして稼働しているわけなのですけれども、このような作業機に対して農業後継者の保護対象の一環として補助事業ができないものか。また、これは隣の栃木県なのですけれども、藤岡、そしてまた足利、農業機械で使用した燃料については減免措置を講じている。そして、後

継者育成、そういうふうに、その人たちが有効に利用している。群馬県では、そのような免税措置の対応はできないものか、お伺いをしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 確かに今ご指摘があったように、原油の高騰というのは非常にあちこちにいろいろ影響を及ぼしておるようございまして、板倉町なんか、これだけ施設園芸が盛んな町ですから、農家の方のご苦労というのは大変なものがあるなと、そう思っております。それと、いろいろな機械等を使うわけですが、それもやっぱり軽油その他の燃料等を使っておるわけですが、これもまた大変な状態かなと思っております。今栃木県のお話があったんですが、これは群馬県においてもあることはあるのです。ただ、なかなか板倉町の農家を考えると、対応しにくいのかなという、そういうことがあるのですが、細かいことについては担当課長から申し上げますが、これをうまく使ってくれればいいと思うのですけれども、ちょっと難しい面があるようです。ちょっと担当から説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） ただいまの軽油の免税措置でございますけれども、町長が申し上げましたとおり、県の制度として免税措置は確かにございます。この中で農業機械に関しての項目も当然あるわけでございますけれども、こちらにつきましては、栃木県と群馬県、同じ制度はございますけれども、取り扱いの具体的な内容が違っていると。栃木県の例で申し上げますと、いわゆる農業機械でナンバー登録をしてあるものも含めて、その機械が使用する軽油については免税の対象になっておるところでございます。しかしながら、群馬県におきましては、ナンバー登録をしてある機械については、対象外だということでございます。それで、この原因理由についてでございますが、群馬県の判断といたしましては、ナンバー登録のある農業機械、一般的にトラクター等でございますけれども、これは道路を走行するというので、いわゆる軽油取引税についても、ある意味道路特定財源に当たるのだよという中で、路上を走行するということは、道路を使用するのだということから、ナンバー登録のあるものについては該当外だということで、現在まで来ているという状況でございます。実際に軽油1リッターについて幾らの課税がされているかと申しますと、32円10銭が課税をされておる状況でございます。したがって、免税の対象となる場合は、1キロリッター、ドラム缶5本を使用した場合に3万2,100円が免税されるということになるようでございます。

しかしながら、そういった対象の制約、それから免税の手續につきまして、かなり書類的に細かい書類を要求されるところでございます。具体的な例を申し上げますと、農業機械、トラクター1台の使用量を、その日ごとにどれだけ使用したかを帳簿に記帳して最後に提出するというような手續がございます。そういった中で、日々農作業でご苦労なされている農家の皆様方が、毎日毎日何リッター使ったかを記帳するのは非常に辛い作業に当たってしまうのかなというような感じもいたしておるところでございます。そういう中でありますけれども、今後群馬県もナンバー登録をされた機械も含めて免税の対象としていただくべく関係機関をお願いをしていきたいというふうに思っております。ちなみに現在の館林県税事務所管内の状況を申し上げますと、農業機械に関しては、免税の手續をとられている方はゼロという状況だそうでございます。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 今のお話を聞きますと、栃木と群馬の若干の見解の相違がある。ナンバーがついてると群馬県の場合は減免措置がとられないというのは何か非常に矛盾している。そのナンバーがついていなければ、当然圃場にも行けないわけだし、また道路を走るからだめだというのも一理あるわけなのですが、その道路を走って圃場に行くことによって多くの燃料も消費するということなのですから、ナンバーのない機械というのは当然小型機械であり、その消費する燃料の量というのは極端に少ない。ですから、群馬県では利用がゼロだと聞くのですけれども、やはり県税ということですので、県に町村会長として、その辺のところもどんっと言っていたら、せめて栃木の条件よりもっといい状況で、その制度が受けられるようにお力添えをいただければ幸いと思いますので、よろしく願います。また、この制度を聞きますと、今の説明によると、手続きが非常に難しいというか、事務手続きが難しい。何で難しい事務手続きが必要かなと思っております。その辺についても、やはりもっと簡素化された、緩和された措置方法も含めてお願いしていきたい。これは農家救済措置ということでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それと、農地集積についてお伺いをしたいと思います。離地区で農地の交換分合、順調に作業も進み、非常に期待される圃場になっていくのかなと、そんなふうに思います。また、それに合わせて機械も大型化されていく、作業の能力、また利便性も非常によくなるわけなのですから、それ以外の土地改良、板北、また内郷地区が実施をされておりました。この土地改良事業の農地集積を行っていくわけなのですから、板倉町としますと、農地利用計画の予定がなかなか少ない。近隣の北川辺町なのですから、非常に驚いたことは、水路はそのままになって道路4.5メートル、農家にとりましてはすれ違いのできる、大型農業機械も、そしてまた作業機も入るように広い道になっている。そして、隣の圃場においては5畝1反が、極端にその区画から3反、5反と作業利便性のいい圃場ができ上がっている。その事業も、板倉町でも何か取り入れられないか。農地基盤整備をもっと簡単に進められないものかと、そんなふうに思うわけなのですから、何かいい特典も埼玉県ではあるのかなと思うのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 今の関係でございますが、農地の集積でございますが、認定農業者が農地について賃貸借の利用権設定を行った場合には、6年以上の期間協定がなされた場合、県と町によって流動化奨励金が交付されると、こうなっているんですね。これらは認定農業者への農地集積の一助となっているかと考えてはおります。しかしながら、大規模に区画をまとめるとなると、やっぱり土地改良事業の立ち上げかなと、そう思っております。その土地改良事業でございますが、農地集積や導水路の拡張、整備、客土や揚水設備など完成された農地が造成されますが、その反面、地元負担金が非常に高額になるんですね。区域全体での理解を得ることがなかなか難しい状況であると、こう思っています。いろいろな例を板倉町でもやっておりますが、10アール当たり200万円とかという数字が出されてまいりますので、これからの土地改良事業を進めるのは非常に難しいのかなという、そんな気がいたしております。

そんな中で、板倉町の場合は、農業委員会が事業主体となって離地区において、これはご承知かと思いますが、50ヘクタールの交換分合事業が、今年度から実施ということになるわけでございます。これもまた1

つの大きなモデルになるのかなとは思いますが、そのほかに県で検討を行っているもので、低コスト型土地改良事業というのがあるんですね。これですと、先ほど申し上げた土地改良事業、それから交換分合の中間ぐらいのものなのかなという気がするのですが、これを今検討しておりまして、モデル事業をやりたいと、県のほうでは、そういう状況になっているようでございます。したがって、板倉町の場合も、これからのことを考えますと、低コスト型、それと交換分合、その辺をにらめっこしながら、その地域に合ったものを選んでいく、そういったことになるのかなと基本的には考えています。今北川辺の話聞いたのですが、もし何でしたら補足で説明させますけれども、ちょっとまたそれとは違った内容のようでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） ただいまの北川辺の事業につきまして概略調査をしてございますので、申し上げたいと思います。

北川辺の事業につきましては、土地改良法の適用を受けない事業ということで進められているようでございます。道路につきましては、議員が申されたとおり幅員4.5メートル程度、場所によると5メートルぐらいの幅員のところもあるようでございますが、この道路の拡幅の用地につきましては、寄附で用地を確保しているようでございます。その土地の集積でございますが、これにつきましては、いわゆる今町長が申し上げた交換分合とは別でございますけれども、いわば土地の入れかえによって、それぞれの土地所有地に離れているところの土地を隣接地に張りつけるというようなやり方で、実態とすれば交換分合同じような結果が出ているようでございますが、いずれにいたしましても土地改良法の適用を受けない事業ということで、進められているということでございます。

北川辺町と板倉町が、基本的に違う点を申し上げますと、板倉町におきましては、都市計画上の用途指定、いわゆる市街化区域の線引きがなされておりまして、市街化区域と調整区域ということで、いわゆる法規制がかかっております。しかしながら、北川辺町におきましては、市街化区域の線引きがなされていないと。全体的には、都市計画区域には入っておりますけれども、用途指定がされていないということでありますから、市街化区域と調整区域の区別がございません。したがって、北川辺町内では、いわゆる宅地開発については、農地転用の許可さえおれば建物の建築は可能だということで、これは推測でございますが、この北川辺の事業については、将来のいわゆる宅地開発も視野に入れるという前提での事業ではないかというような感じがいたしてございます。しかし、板倉町で事業化をするということで考えれば、いわゆる農振農用地が対象で交換分合、あるいは土地改良事業は施行されるわけでございますので、将来的な土地利用を考えるといたしますと、全く先行きは、土地利用上差が出てくるのかなということで判断をいたしてございます。そんな状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） わかりました。

群馬と埼玉、先ほどの話の栃木、やっぱり若干の違いがあるわけなのですが、その辺のところ、群馬県、我が板倉町とすると、負担が少なく、軽度な土地改良、そしてまた農地集積を推進していただいたいと、そんなふうに思うのですけれども、よろしく願い申し上げたいと思っております。

最後に、もう一点お伺いします。町では昨年4月に町の行政組織改革が実施されまして、1年がたとうとしております。庁舎内業務の配置が大きく変わりまして、町民の皆さん、なれた窓口の移動で戸惑いも数多く出たかなと、そんなふうに思います。それは職員の皆さんの適切な指導で、大きな混乱もなく、事務作業も進んでいると、そんなふうにかがいがい知ることができるわけでございます。そして、その組織改変の中で各グループ制を導入したわけでございます。縦割り業務から弊害や人件費の削減が見込める、そのような目的の中で所期の目的が達成されたかなと、そんなふうにも思いますけれども、その成果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 組織改革の関係でございますが、この関係については、板倉町も行財政改革ということで、ここ数年職員数を大幅に減らしてまいりました。従来の組織というのは、やっぱり縦割り行政だったのですが、人数が減って、しかも仕事は変わらない、あべこべ今は逆に増えているような状況でございますので、それに対応するためにはどうしたらいいかということを考えた場合に、やっぱりグループ制を導入して、みんなで、少ない人数でいろいろな仕事をこなしていくと、そうせざるを得ないのかなというところから始まりまして、組織改革を行ったわけでありまして。当然町民の戸惑いもあったでしょうし、職員自体も戸惑いが当初あったわけでございますが、ようやく1年が経過しようとしておりまして、大分落ち着いてきたのかなという、そんな印象を持っております。

去年の4月に組織改革を行いまして、それまで11課3局38係あった組織を議会事務局と会計管理者を除く4課1局17グループにしたわけでございます。この流れの基本にあるのは、国全体で推し進めております地方分権、あるいは先ほど申し上げた行財政改革等を具体的化しようとしたものでございます。地方分権を進めるためには、それぞれの自治体が足腰の強い団体になることが必要でございます。そのためにはスリムな組織で、住民課題に対して迅速な解決に当たることや、少ない人員で、少ない経費で住民サービスの向上を目指したりすることが求められているわけでございます。

実際に板倉町が行った組織改革でどういった成果があったかということでございますが、3つの側面からちょっと考えてみたいと思うのですけれども、まず第1には、必要最低限の職員数で業務をこなせる体制づくりができたのではないかなと考えております。平成18年度当初の職員数というのは159名で、現在150名となっています。職員が減った分の業務をグループ制を導入することによりまして、それまでの縦割り業務から横断的、流動的に職員を回せるようになったわけございまして、これまでよりも少ない人員で業務に対応できたのではないかなと考えております。

それと、第2の点でございますが、事務処理判断の意思決定、これが早くなったということでございます。グループリーダー、課長の決裁権を見直したことによって、より迅速な判断ができるようになって、決裁にかかる時間が短縮できるようになったのではないかと考えております。

それと、第3の点でございますが、人件費の抑制ができたことでございます。特別職を除く平成18年度人件費決算額と平成19年度人件費予想決算額とを比較いたしますと、前者が約11億7,932万円、後者が11億5,394万円ございまして、約2,538万円の経費を削減できたのではないかと考えております。

それで、組織改革の成果といたしましては、以上の3点を特徴的なこととして挙げることはできないかと思っております。しかし、そのほかに行政で大事なものは行政サービス、これがございます。それを

考えますと、役場の窓口業務、これは非常に大切な部分であるわけですが、ご存じのように、今回の改革では組織はもちろんでございますが、事務室の配置がえも同時に行ったわけでございます。特に窓口業務については、できるだけ第2庁舎に集約をいたしまして、町民の方が利用しやすいように配慮したわけでございます。その結果、窓口環境は、以前よりは格段に向上したと、そう思っておりますし、町民からも利用しやすくなったと、そういう声も数多く聞いております。まだ1年ということでございますので、すべてがよかったという面ではないかもしれませんが、1年間経過して、こんなふうな印象を持っております。

なお、まだまだいろいろな反省すべきこともあるかもしれませんが、その辺はまた折に触れて、よく精査をいたしまして、さらなる行財政改革、また町民サービスに努めてまいりたいと、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 期待した成果があらわれたと、その点につきましては、評価をしたいと思っております。

そこで、現在5課局、課長以下横文字のグループリーダー、サブリーダーと呼んで、その任に当たっているわけですが、その呼び方に不満が出ていることはご存じでしょうか。特に高齢者からの声が、リーダーという横文字がわからない。そしてまた、覚えられない。そして、上下間の役についての役職が理解できない。そんな声を耳にするわけなのですけれども、県も新年度より大幅な機構改革を行いまして、機能強化と同時にグループ制を廃止し、係制に戻し、県民にわかりやすく、そして機能的にすると発表したわけでございます。町においても、そんな声が聞かれる中、5課局を含めて見直しと係制に戻す考えがあるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 確かに呼び名のことで、わかりにくいという話は私も聞いております。ただ、県の場合も、今お話があったようなことも聞いておるわけですが、しかし、いかんせん町村の場合は非常に少ない人数で多くの仕事をしなくてはならないということもございますから、縦割りだけでは、ちょっと対応できないのかなという、基本的にはそう考えています。ただ、1年間経過いたしまして、先ほど申し上げたように、すべてがベターというわけではなかったかもしれませんが、また今後どこがよくなったのか、どこがまずかったのかということも含めて、これからも検討は加えなくてはならないと、そう思っております。したがって、そういったことを1度精査すべきかなと思っておりますので、それは十分やっていきたいと、そう思っています。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 先ほどの質問に、見直しをするかと、係制へ戻すかというような質問をしたわけなのですけれども、その点についてお伺いします。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 現時点で、それ以前に戻すという考え方はございません。ただ、あくまでも1年間経過してみて、よかった面、まずかった面がありますので、そういった点はいろいろ見直しはしていきたいと考えておりますが、基本的に縦割りに現時点で戻すという考え方はございません。

以上です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） わかりました。

板倉町は、当然日本国土の中の日本人です。日本人らしく、だれでもが戸惑いもなく、そしてまた理解できるような名称で親しまれる町役場であってほしいと、そんな願いをするわけなのですけれども、時間も来ましたので、終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 以上で延山宗一君の一般質問が終了いたしました。

次に、通告3番、秋山豊子さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

あらかじめ申し上げます。秋山豊子さんの一般質問は12時を過ぎると思われませんが、発言時間の全部が終了してから昼食休憩をとりますので、ご了承ください。

[ 10番（秋山豊子さん）登壇 ]

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山豊子です。通告に従いまして質問をいたします。

今、世界的に化石燃料の争奪戦が起きていますが、将来にわたっては枯渇するのではないかということにもなっております。今後化石燃料だけではなくて、水の問題も同様であると言われております。現に私たちが直面しております物価の高騰に直結をしてきております。そういう大きな問題を前提に、食の安全・安心について質問をいたします。

私たちの食卓を囲む環境は、年々深刻さを増しています。海外や日本国内においても台所に直接関係する食品メーカーの相次ぐ不祥事が起きております。いまだ解決されていない中国製の冷凍ギョーザ問題も、その1つです。今ほど食の安全・安心を問われているときはありません。食の安全と自給率を考えたとき、本町独自の安全な食の確保に取り組むべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 食の安全に関するご質問でございますが、ご指摘のとおり、昨今の食品をめぐる不祥事には相当の危機感を感じております。とりわけ中国から輸入された冷凍ギョーザへの農薬混入疑惑につきましても、日中間の協力による早急なる原因究明を切望いたしております。しかしながら、一方では、今回の事件で、特に農産物について、日本がどれだけ輸入に頼っているかの現状を国民が改めて認識させられたことと思っております。

そんな中で本町におきましては、広大な農地に米とか施設野菜を中心にさまざまな農産物を栽培して、出荷供給をいたしております。いわば農産物の輸出国でございます。当然以前より農産物の安全・安心を念頭に、農協や市場関係の協力を得ながら、出荷農産物の生産履歴の提出等の徹底を図っております。あわせて、残留農薬基準へのポジティブリスト制の導入に則した説明会等も行って、生産者の意識向上を推進しつつ、食の安全・安心の確立を図っている状況でございます。国内産なら何でもいいかとなりますと、やっぱりこれは農薬の関係が非常に大事でございますので、板倉町も、これは相当真剣に取り組まなくてはならないと基本的には思っています。

そこで、本町独自の安全な食の関係につきましても、農産物の産地がそれぞれ確実に基準を遵守すること、これがおのずと図られることでございまして、産地のすべてが最大限の努力をすることで確立されるのかな



と、そう思っておりますので、町といたしましても、引き続き関係機関と連携をしながら、生産者へ指導徹底をしたいと考えております。できれば早い機会にこういった徹底を図るべく、まず説明会を開催すべきであろうと、基本的にはそう考えております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今説明会を早いうちにやりたいということでありまして、その説明会はどのようなことに対する説明会を開くのかということと、もう一つ、食の確保ということについては、町長のお考えは、明快にはいかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 説明会について、こういった内容で説明会を開催するのかということについては担当から申し上げたいと思います。

それから、食の確保ということで、ちょっとわかりにくい面もあるわけですが、いずれにしても、きのうもちょっと申し上げましたように食全体が逼迫傾向にありますので、日本でも相当頑張っていないと、いずれは大変な状態に陥るのかなという気がいたしますので、板倉町も、それにいち早く対応すべく、例えば遊休農地の解消であるとか、そういったことも含めて、これからいろいろ頑張らなくてはならないかなと、基本的にはそう思っています。

以上です。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） これから開催する説明会での説明の内容につきまして、私のほうからご説明させていただきます。

説明をさせていただく前に、既に議員もご存じかと思っておりますけれども、ポジティブリスト制度につきまして、若干お話をさせていただいてから、それを踏まえて内容について説明させていただければと思います。ご承知のとおりポジティブリスト制度というのは、いわゆる基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度ということでございます。一定量以上含まれるということですが、これは一律基準と一律基準の対象とならないものがございます。1つの例示を申し上げますと、ポジティブリスト制度では、トマトの残留濃度は農薬1ppm、キュウリ2ppm、キャベツ0.5ppmというのが基準でございました。これが一律基準でございますと0.01ppm、0.01ppmと申しますと、1億分の1グラムという、これは例えばキャベツを例にとりますと、キャベツ1キログラムに対しまして1億分の1グラムというような、本当に微量な残留で流通が禁止されるというような内容でございます。

それで、ポジティブリストの制度が開始されましたのが平成18年5月末に、従来のネガティブリストからポジティブリストに制度が移行してございます。これで国際的に食用農産物に使用が認められている農薬数が約700あるというふう聞いておりますけれども、そのうち規制する根拠法令が農薬取締法によるもの、それから食品衛生法による残留農薬基準設定ですか、それといわゆる国際的な委員会でございますコーデックス委員会による基準値が設定されている農薬数という、それぞれございまして、非常に複雑でございます。そのほかに品目によりますと、外国で設定している基準を使うものもございまして、例示申し上げますと、キウイフルーツについては基準値が0.1ppmでございますが、これはオーストラリア政府が定めた基準値でござ

います。

そういうことで、以前の一般的な、いわゆる農薬等に関する使用の知識、あるいはもろもろの知識では、今後対応が非常に難しいのかなというふうに考えております。ただいま申し上げましたのは、主に農産物に限ってのお話でございますけれども、そのほかに食肉についても当然規制がかかります。食肉に関する残留濃度等については、ちょっと詳細記憶にないので、恐縮でございますけれども、例えばの話であります、家畜にも抗生物質を投与いたします。そうしますと、投与してからの経過日数が非常に短い期間で食肉に加工して流通させた場合に、その抗生物質の残留濃度が基準値を超えるというような例もあるようでございます。そういったもろもろの食品に関して、このポジティブリストが適用されるということでございます。

それで、今おおむねその濃度等については、ご理解いただけたかなと思いますけれども、これは生産者本人の意思にかかわらず、いわゆる規制にかかるような残留濃度が検出される場合がございます。それは何かと申しますと、農薬散布時のドリフトですね、要するに農薬を、例えば動力噴霧器等で散布するわけでございますが、このときの風の強さ、あるいは風向きによりまして、自分が栽培をしている圃場外へ飛散すると。そうしますと、野菜の種類によって使用できる農薬の種類というのは決められておりますから、本来だったら、かかってはいけない農薬が他の圃場の作物にかかってしまうと。そういったケースが当然予想されます。そういった中で、農薬使用時における注意点ということになるわけでございますが、これが、これから説明会で農家の皆様方に重点的にお話をさせていただく項目ということで、ご理解をいただければと思います。

まず、農薬使用基準の遵守ということですね。これにつきましては、いわゆる作物ごとに使用できる農薬が定められております。それとあわせまして、使用回数ですね、例えば一作収穫するまでの間に、A作物は1回しか使えませんとか、B作物は2回までいいですよとか、そういうものがございます。でありますから、そういった点の説明をまずさせていただくということで考えています。

それから次に、先ほど申し上げました農薬散布時のドリフトの注意ということでございます。これは例示申し上げますと、水稻の防除で使用した農薬が、散布時の飛散で、いわゆるドリフトでキュウリにかかってしまった。そうしたときに水稻で使用できる農薬ですけれども、キュウリでは使用できないものがございます。そういったものが、たまたま施設の換気口等からハウス内に侵入してキュウリに付着したといった場合に、これはこの制度では規制の対象になってしまうと。本人が意図しなくても、知らぬうちに規制がかかるような残留結果が出てしまうという、そういう可能性がございます。

そういう点に配慮しまして、近接圃場で栽培されている作物への飛散の防止ということで、その点を説明すると。それで、ドリフトの軽減対策としますと……

○10番（秋山豊子さん） 課長、済みません。大体わかりましたので、時間がありますので、ありがとうございます。

○建設農政課長（中里重義君） はい。一応そういう内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ありがとうございます。先ほど課長の説明で、農家の方は経営も大変なのに制約とか、そういうことも勉強する。まして本町においては高齢化が進んでいるという中で、私は農業は素人の素人ですけれども、こんなに細かく勉強しなければならないのかなと思ったときに、これから出てきます地産地消の問題については、どうなるのだろうという思いもいたしております。そういうことで、先ほど町長

に食の確保という点でご質問いたしましたけれども、今インド、中国では、人口が最大に増え続けております。先ほど町長が、日本も輸出しているのだというお答えもありましたですけれども、中国では食料の輸入額ですか、それが輸出額を上回っているという、そういう状態であります。将来を考えたとき、より多くの食料が必要になってくるわけですね。そういう観点からいいますと、食料不足もそこで起きてくるわけです。

そういうことで、いざというときに備えての備蓄ですか、それは幾ら本町が小さな町だから、そんな備蓄は要らないとはいえますけれども、やはりこれは前段でもお話をしましたように燃料の枯渇とか、水不足、水はすべて食料の中にも入っているということで、水不足も、安閑とはしてられない現状であります。そういうことを考えますと、世界的にも備蓄ということは、国でも、また県や町でも考えていかなければならない問題ではないかなというふうに思うわけですね。だから、大小の人にかかわらず、やはり町民の皆様お一人お一人を考えたときには、食の安全な確保とか、備蓄に対しては、この町のトップ、県のトップでもあります町長は、常にそういう備蓄に対しても考えていかなければいけないのかなと思うわけです。板倉町では、防災に対しては備蓄をしておりますけれども、そういうことを含めての備蓄の考えは、町長はいかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 確かに今お話があったように、いずれ世界的な食料不足、また最近では水の不足が心配されていますよね。例えば中国の黄河なんかの場合は、上流部でみんな水を取ってしまうので、下流まで流れていかない現象が起きているという話があるものですから、これからまさに水の争奪戦が始まっていくのかなという気がいたします。また、食料も水がなくてはできませんので、それら考えますと、この食料に関しては、本当に真剣に考えなくてはならない大事な事柄であると、基本的には、そう考えています。

板倉町は、農業の非常に盛んな町でございますが、その板倉町で備蓄はどうかという話をされますと、ちょっと戸惑ってしまうわけでございますが、ただ、万が一を考えた場合に備蓄というのは非常に大切なのだと思うのです。ずっと以前、この板倉町は水害で非常に苦労してきた歴史があるわけでございますが、そこで非常に重要視されたのが備蓄であったわけでございますが、当然高い部分をつくって、そこに万が一に備えた備蓄を行ってきたという、そういう歴史的な経緯もございますので、かつては備蓄というのは本当に大事なことであったなということを感じるわけでございます。ただ、現在の時点でどういう備蓄が必要なのかというのは、ちょっと今頭に浮かんでできませんで、大変恐縮でございますが、またこれから備蓄に対する考え方をまとめてまいりたいと考えています。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 先ほどの町長の、備蓄はちょっとまだ遠いような思いがしてということでありますけれども、板倉町でも防災に対しての災害があったときの備蓄をしているわけですね。それに加えて、今の備蓄の品目に対しまして、加えるものもあるのではないかと、私は備蓄の中には加えていくことも必要ではないかということで、すぐに浮かびますけれども、その備蓄に対しては、今度は小野田課長が経済的に大変だという面も出てくると思いますけれども、やはり今の備蓄量では、私は足りないものもあると思うのですね、いざというときの。そういうところに加えて、新たにお考えをいただきまして、その備蓄ということも大事だと思うのです。二、三日前に中国からの黄砂によって雨が降って、車が真っ白になりましたですね。作物も白くなってしまったということで、本当に今地球温暖化という問題もありますけれども、大事な

ことだと思うのです。ああいうことも自国でやらなくても他国から来た場合に、それにいざというときの対処、そういうことも、どんなに小さな町であったとしても、私は板倉を小さい町とは言いたくありませんけれども、本当に考えていかなければ、このトップの責任者として頭の隅にでも、そういうこともあるのだということを私はお考えいただきたいなというふうに思っております。そのことについては、それにとどめておきたいと思しますので、よろしく今後ともお願いしたいと思います。

次に、地産地消の推進について伺います。今各家庭で、昔から食べられてきた、野菜を中心とした食事に今本当に目が向いております。長年地域で親しまれてきました食材や家庭料理は、とてもおいしいし、安全で調理もしやすいと思うのです。地元でとれた、顔の見える農産物を地元で消費する地産地消を推進していくべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 地産地消の関係ですが、今ご指摘があったように地域で生産されたものを地域で消費すると。また、そのことが健康にもよいという食に対する考え方から生まれたとも言われております。最近、同じ意味でのスローフード運動というのが活発になっているようでございます。これには具体的に3つの指針が掲げられておりまして、1つには、消えつつある伝統的な食材や料理、質のよい食品を守ると。2つ目は、質のよい素材を提供してくれる生産者を守ると。3つ目は、子供たちを含めた消費者全体に味の教育を進めると。そういったことが掲げられておりまして、単に地元でとれたものを食べるというだけではなくて、地元の生産者を守る、それから自然や環境を守るという、そういう意味も含んでいるというふうに聞いております。古くは、ほとんどの農村が行っていたことではありますが、食生活が豊かになってまいりまして、少なくなりつつある現状でございます。

こういった意味を考えますと、当町は積極的に取り組んでいる方ではないかなと思っております。教育委員会では、民俗文化伝承士認定制度というのを設けまして、伝統的な料理を伝承するために食の伝承士養成講座等も開催いたしまして、郷土料理の紹介などもいたしております。また、地場産農産物を学校給食に取り入れる事業といたしまして、平成15年度から県委託事業といたしまして、北小学校と西小学校において試食会であるとか、農業体験等を通じまして、児童への食に対する理解を深める取り組みを行っておりますし、農産物直売所「季楽里」では、町内の保育園や小学校へ地元の農産物等の食材提供を実施いたしております。これにあわせまして、担い手や認定農業者に対する支援策も検討したいと考えております。町内農産物の消費に直結するとは言いきれませんが、農業が中心的な当町にとりましても、食生活のあり方、食文化を見直すことは必要なことといたしまして、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしても、食と健康というのは物すごく関係が深いわけでありまして、よく耳にする話でございますが、健康的に問題のある外国等においては、日本の食に学ぼうということで、日本の食の関係が注目される中で、肝心の日本においては、ちょっとその辺がまだまだ不十分かなという、そんな気がいたしておりますので、農業の盛んな町でもありますだけに、板倉町といたしましても、この地産地消をさらに進めていきたいと、そう考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいまの町長の答弁で、理解をさせる、する、そういうことも大事だと思っておりますけれども、やはり地産地消の目的は安全・安心な野菜が身近で食べられる。それと同時に、それを

担っていく農家の皆さんにお金が落ちるように考えていくということも大事ではないかなというふうに今思っております。そういうことで、今の現状の本町の地産地消がどのくらい進んでいるのかいないのか。また、地産地消の拡大については、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、伺います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 現在地産地消と言えるもの、学校給食も含めてどのくらいあるかというデータ的なものはございませんで、大変恐縮なのですが、しかしさっきも申し上げたように、板倉町においては、地産地消は、ニュータウン等も含めて、かなり図られているのではないかとこのふうには思っております。ただ、これもさっき申し上げたように、これはとても現状で満足しているわけではございませんで、さらに地産地消を増やしていくためにはどうすべきかということは、これは大きな課題だということに認識いたしております。また、確かに農家にお金が落ちることになりますので、これは循環ではございませんが、回ってくるわけですので、これは農家自身のためにも、これからこの地産地消というのは大きな大事なことでございますので、しからば、さらにこれを増やしていくためにはどうすべきかということは、今後重要な課題として取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私が考えますのは、農家の皆さんのところにお金が落ちるということも大事なことでございます。それと同時に、せっかく板倉の近隣には企業、また先ほどお話がありました大学もあります。そういうことで、農業、農協、商工会、そして地元企業、大学、行政で、連携して地産地消に取り組んでいくことによって町への財政、そういうことにも少しは貢献ができ、また農家の皆さんにも貢献することもできるのではないかなというふうに思っているわけでございます。今国会には、農商工連携促進法案が提出をされております。食料自給率の向上や地域活性化の促進とありました。そういうことで、群馬県では23品目の農産物のブランドがあると私は伺っております。23品目のほとんどが東毛地区で栽培をされているそうでありまして。そういう中で、農家の皆さんが中心となって近隣の人たちを巻き込んでの地産地消は、食の安全、先ほどお話をいたしました、安全と安心とともに、地域や農家に経済的な波及効果を期待できると考えておりますので、早期の取り組みをお願いしたい。このことにつきましては、最後に町長、どのようなお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） まさにご指摘のあったようなことでございますので、これから関係機関、関係団体とも連携を深めながら、また農家の人たちにもご協力いただきながら、地産地消を進めていきたいと、そう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ありがとうございます。それでは、次の質問に移ります。

板倉学講座について教育長に伺います。板倉町の将来にとって、歴史や伝統文化を継承し、後世に残し、伝えていくことは、そこで暮らす人たちの役目であると思います。本町には、素晴らしい自然があり、そこに歴史や風土、そして文化があり、社会があります。町民が文化財の保存や郷土史などを身近に感じ、愛着を感じられるのは、特別ではなく、日常生活から生まれてくるものと私は感じております。教育委員会で実施されております板倉学講座の大きな目的は何なのでしょう、教育長に伺います。

○議長（荻野美友君） 教育長、今村好市君。

○教育長（今村好市君） ご質問の板倉学講座の目的でございますが、当初スタートした時点におきましては、確かに議員さんご指摘のとおり、地元の文化財を地元の人たちが知るといことは非常に大事なことでありますので、そういう目的が1つありました。それと、始めたころは、新聞等でもご存じのとおり、文化財が、群馬県でも非常に盗難に遭っているという実態がございまして、やはり地域の人たちが自分たちの地域の文化財を守っていただくということも大事なことで、そういうものをもう一度再認識していただくということも含めてスタートしております。板倉においても1カ所盗難に遭っております。それは地元の人が、お祭りとか、何かのときでないと神社になかなか行かないということがありまして、かぎが壊されて盗難に遭ったということもあるので、そういうことがスタートの原点になっておりまして、平成14年から各公民館を会場に、できるだけその地区にある文化財に焦点を当てて板倉学講座を実施してきております。延べで、本年度分も含めると24回実施をしておりまして、聴講者が1,600人ぐらい聴講していただいております。1回平均67人ぐらい聴講していただいております。

その中身を見てみますと、非常に関心の高い人は、同じところで同じような顔ぶれに聞いていただくということが現象としてあらわれてきているのですが、今後の課題としては、そこに住んでいる地域の多くの人たちに聞いていただくということは大事なことで、なというふうに思っています。今まで取り上げてきたものについては、歴史や文化、自然、風土、特に離山貝塚とか、雷電神社、赤城山古墳とか、先ほど議員ご指摘の自然環境、利根川だとか渡良瀬川、遊水地、それと先ほど町長から食の話がありました、伝統的な食、特に板倉は川魚、そういうもの、いろいろなことを知っていただくということで、実施をしてきております。今後もそういうことで、人づくりも含めて、まちづくりの一環として板倉学講座については進めていきたいというふうに思っております。今全国的に地域学というのが非常に脚光を浴びまして、板倉学と同じように身近ないろいろな文化財を身近な人たちが認識するという講座が全国的に展開されてきておりますので、板倉学講座については、その先駆けということで、非常にいろいろな面で評価をされて、効果が出てきているのかなというふうに考えておりますので、ぜひこれから多くの人に聞いていただくことをうまく計画いたしまして、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 先ほど教育長の答弁をいただきまして、大きな目的というのは、前段では盗難に遭った、そういうことを前提に開いていたのだということでもありますけれども、継続して続いているということで、これはこれからもずっと続けて、町民の皆様にも少しでも理解を得られるようなことがあればいいなというふうに思っております。そういう中で、公民館で展示や講座を開いておりますけれども、町民の皆さんの反応はどうかというふうに思うわけなのです。それは、その人一人一人によって思いとかは違うと思うのですが、先ほど教育長の答弁では、1回平均67人ぐらいの人が来てくれているのですよということなのですが、それに対してアンケートをとったことがあるのでしょうかということをお聞きしたいのです。最後に、講師の先生が講演をされた後、何かご質問はというふうに司会の方がお話をされますけれども、そこで、はいと手を挙げて、なかなか質問するというのは、常になれている方でしたら、それは何でもないことなのですが、人前で話をしたりするというのが、苦手という人もいると思うのです。ですけれども、手を挙げなかった人の中には、すばらしい意見や、こういうふうにしたらいいいのではないかと

というようなことを持っている方もいると思うのです。それが何となく人前で話すのはということで、その人の思いが、こちらに伝わらないということは、せっかくお金をかけて講座を開いたとしても、その効果としてはどんなものかなというふうに思うわけでございますので、継続しての効果ですか、アンケートも含めて、時間のこともありますので、みんなまとめて質問をしたいと思えますけれども、アンケートはどんなふうに行っているのか。そして、効果は。そして、今後の課題はどこにあるとお考えでしょうか、伺います。

○議長（荻野美友君） 教育長、今村好市君。

○教育長（今村好市君） アンケートについては毎回ではないのですが、来た人の意見を聞くという意味もありまして、とってきております。質問の関係なのですが、なかなか質問しづらいという専門的な部分もありますので、そういう件については、後でも結構ですから教育委員会へ、もしくは講師の方に聞けるような、意見書みたいなものをもらったりということも今後はしていきたいなというふうに思っております。今後の大きな課題なのですが、やはり興味のある人は毎回出てきていただいているのですが、新しく聞いていただく人を、どうきちんと説明して、参加していただくかというのが大きな課題かというふうに思いますので、板倉は、議員ご存じのとおり文化財というのは邑楽郡内で比較すると非常に多いのですね。いろいろな講座は、これからまた開けますので、ぜひその辺はうまく宣伝をして、一人でも多くの人に来ていただくということが、今後の課題かなというふうに思います。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ぜひ町民に広く知ってもらう、また親しまれる講座の工夫ですか、そういうことはよろしく願いたいと思います。この間、2月に東部公民館で開かれました講座は、私もタイトルというのでしょうか、それを見ただけで、すばらしい、あ、いいなというふうに思ったのですが、「土地は歴史のミルフィーユ」という題でありました。あれは何となく歴史とか、文化とかといいますか、すごくかたく感じてしまうわけなのですよね。ですから、開く講座のタイトル、そういったことも人を集める1つの要素になるかなというふうに感じました。あれはとてもよかったなというふうに思うのです。そういうことで、とにかく重要文化財とか、そういったことというのは、生活の中から生まれてはおりますけれども、それを理解していただくというのは、なかなか難しいわけでありまして。本当に町の財政が逼迫しているのに文化もないのではないかと、そういう声も町民の皆さんの中に入りますと、厳しいご指摘もいただくときがありますので、それには一人でも多くの方に、板倉町はこうなのですよという、そういう知ってもらう、そしてできれば見てもらって、さわってもらう。そういうことがあれば、より身近に感じられるのかなというふうに思うのです。

ある行政区では、石仏が土手の斜めにあるのですよね。それを近くの高齢の方が、その石仏は2体あるのですけれども、それは男性、女性というか、そういうので赤と白のたすきをずっとかけていたそうです。それはなぜかといいますか、合の川橋の工事があったときに、そこで多くの方がけがをしたり、亡くなったりとか、そういうことがあったので、そこにできたのかなと思うのですけれども、そこに石仏が2つあったので、そのたすきをかけて供養していた、そういうお話を聞いたのです。そのときに、そのおばあさんが言うのには、私も高齢だと。それなので、これを見守ってってくれる人がいないかということで、行政区の区長さんのほうにお話があったそうです。そういう中で、区長さんもどうしたらいいものかと考えたときに、やはりその地域にあるということで、行政区で、総代さんに理解をしていただきまして、総代さんが、その

たすきの色が変わったり、切れたりしたときは順番で見ているという、そういうことにもなりました。そういう歴史とか風土とか、そういうものって、そこにあるのではないかなというふうには私はいつも感じております。そういうことで、教育委員会の職員の方でも、とても理解があって、いろいろなことを知っている職員の皆さんもおります。そういうことで、幅広く町民の皆さんに、そういうことが理解をしていただけるような講座の工夫をぜひお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。町の文化的景観を守るため、町民の方々もいろいろな面に協力をしてくださっております。そして、保存について経費面など考えると大変であると思っております。地域の文化を立て直し、発展させ、後世に伝えていくためにも経費面は考えていくべきと思っておりますが、町長と教育長に伺います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 先ほどご指摘がございましたように、文化財というのは長い歴史の中で生まれて、現代に伝えられた貴重な財産でございます。したがって、文化財を保護して、次の世代に継承するためには適切な日常管理と保存修理が欠かせないと思っております。ご承知のとおり文化財の保存修理には、文化財としての価値を損ねないよう特殊な技術と技能を用いて慎重に調査をし、修理をしなければなりません。特に建築物、美術工芸品などは費用についても高額になる場合が多くございます。そのため国指定の重要文化財及び県指定の重要文化財につきましては、日常管理や、それから保存修理に対する補助制度がございます。文化財の種類、所有者及び事業内容によって補助率が異なりますが、おおむね2分の1補助とされております。

また、町指定の重要文化財につきましては、日常管理委託料といたしまして、年額1万円から3万円、保存修理費につきましても、文化財の修理内容によって、補助率、補助額は異なりますけれども、助成制度がございます。しかしながら、大部分の文化財というのは、個人もしくは団体や地域で所有、管理されておまして、日常の管理を初め保護修理の大半を協力いただいているのが現状でございます。

現在町内の文化財につきましては、国指定重要文化財が1件、国認定の重要美術品が1件、群馬県指定重要文化財が4件、板倉町指定重要文化財が56件、合計いたしまして62件ほどございます。文化財は、板倉町の歴史、文化などの正しい理解に欠くことができないものでございまして、将来に向けて文化向上の基礎をなすものでございます。厳しい財政状況の中で十分な保護体制はできませんが、今後とも努力をしてまいりたいと考えております。

私は、常々大事なと思うのですが、一般的にこのことは大事なのだよという、では、町が援助してくれよとか、すぐそういう声がかかるのが現実なのですね。もちろんできれば、そういったことも必要なかもしれませんが、やっぱり個人の認識というのも物すごく大事だと思うのですよ。それは例えば個人の家にあるものなんかの場合は、個人がそれを十分に理解して、それに誇りを持つようなことまで至らないと、なかなか保護というのは難しいのではないかと思うのです。ですから、極力これからは、そういった面での認識を高めるような、そういった努力をしていかないと、数多くの文化財というのは守れないというふうには認識いたしますので、これからもひとつ多くの町民の方に文化財等の重要性というものを認識していただいて、そしてその家庭にあったとすれば、それに十分誇りを持っていただけるような、そういった努力はしていきたいと、基本的にはそう考えています。

○議長（荻野美友君） 教育長、今村好市君。



○教育長（今村好市君） 文化財の保護、これから継承をしっかりしていくというのは、多少お金がかかるというのはあります。それは先ほど町長から話がありましたとおり、国、県、町も含めて六十数件指定されておりますが、国、県等については、大幅な修繕等については2分の1という補助制度があるのですが、町においても、管理料という程度で1万円から3万円ぐらいの助成しかしておりません。そういう中で今後どうしていくかということなのですが、では額を上げればうまく継承できたり、保存できるのかという部分と、やはりしっかり修繕していかないと、建物だとか美術品だとか、そういうものは後世につながっていかないという、そういう2つのやり方があると思いますので、個人的なものについては、しっかり守っていただくことを中心に普及、啓蒙していけばいいのかなというふうに考えております。

それから、これから板倉の文化の特性として考えていかななくてはならないものに、文化的景観も含めてなのですが、水塚があるのです。これをどうするかということなのですが、やはり構わないでおけば年々減ってきます。町の調査で、昭和35年に調査しましたときには、水塚が492棟ありました。昭和54年に調査したときには343棟、最近平成15年に調査をしたら、150棟、何棟かその後なくなってきていますので、現在は146棟ぐらいかなということで、490、500棟近くあったものが、現在150棟弱ということで、どんどん減ってきています。これは考えようによっては、もう洪水の心配がなくなったと、河川の改修だとか、遊水地ができたということで、要らなくなったから壊すよということかなというふうに思うのですが、これは個人の所有でありますので、なかなか難しいところかなと。ただ、最低限将来の備蓄の話もありましたが、いざというときに、そういうものが場合によっては役に立つこともありますので、ある程度板倉の景観としては、残せるものはしっかり残していきたいなど。これをどうするかというのが大きな課題かなというふうに思います。お金だけでは、なかなか保存できないという部分もありますので、文化財というのは大事なのだという意識を多くの人にぜひ持っていただくことが大事なことかなというふうに考えております。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 教育長と町長、お二人の答弁をいただきましたけれども、お金を出せばいいという問題ではないのですよという、集約しますと、そういうことでありますけれども、だからといって、では守っている人に全部お願いしますよということでも、なかなか大変ではないかなと思うのです。でも、先ほどの水塚についても調査をしたということで、よかったと思っております。ある程度、板倉町の中にこういうものがどのくらいあるか、今回の水場の調査報告書を私たちもいただきました。あれを見させていただきますと、大変すばらしいものだなというふうに思っております。そういうことで、この間、東部公民館で講座がありましたときに、ある一人の方が、その水塚を守るといことはとても大事、それはわかる。ですけども、そこに雨漏りがするのだと。それがどのくらいかかるか、ちょっと聞いてみたところ、五、六十万はかかるのではないかと。そうしますと、そういう方も、板倉町にこの水塚は大事なのだということは重々認識をしているからゆえに、それを守っていこう、そういう思いと、それにかかる経費はどうしたらいいだろうかということも胸の中にはあって、思わずその場で出たのかなというふうに思うわけです。そういうことを考えますと、本当にこれから財政は大変でありますけれども、でも本町の財政全般は本当に大変だから、文化的景観とか、文化財は、ちょっと後回しかなと。または、いや、町民が守ってくれよと。それでは、せっかくある、すばらしい文化財ですか、そういうものが衰退をしていくということにもなりかねないと思っております。

ですから、私は先ほどもお話をいたしましたけれども、とにかく町民の皆さんに町の文化財、または水場、いろいろなことがこんなにあるのだということをまずは認識していただいて、そしてその中にいろいろな人の知恵をいただいてやっていくことがいいのではないかと思うのです。それで、お金がなかなか出せないのであるならば、持っている方に1年に1度や2度集まっていたいただいて、文化財のお話をしながら、町長、また教育長を囲んで懇談、そして聞きづらいお話もそこからは出てくると思いますけれども、やはりそういうことを聞いていくことによって理解も得られるのではないかなというふうに思っておりますので、文化財は本当に大事だと思っておりますし、後世に残していくということ、それが大事だと思うのです。それを守っていくようにしている町民の皆さんの熱い思いがあるからこそ守っていけることもあると思うのです。その熱い思いに費やす労力というのですか、それは本当に大変なものだと思うのです。そういうことに支えられて、やはり文化的景観や文化財、そういうものが保存されているということをご認識いただきまして、何かよい策をこれからも考えて、保存に向けての調整というか、そういうことをしていくことが大事かなというふうに思って、私の質問も終わらせていただきますが、最後に文化財全般にわたっての町長の思いをお聞かせください。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 先ほども申し上げましたように、板倉町は他の市町村に比べて非常に数多い文化財が存在いたしております。国、県、町指定の重要文化財がございまして、それらには大小ありますけれども、何らかの補助金が出ております。ただ、問題は、先ほどの水塚ではないのですが、そういったものをどうするかという、これは大きな課題がございまして。これは1つや2つの数ではございませぬし、また内容も、ちょっとした修理をすると何十万とかかかってまいりますので、非常に大変なことであります。考えてみますと、私は大事なことが2つあると思うのです。

1つは、そのことが非常に大事なものであるという認識を持っていただくことが大事だと思うのです。水塚の関係である人がいるのですが、その人は、それまで全く認識はなかったのです。当然これは昔必要だったから、そこに水塚が存在していたと。でも、これは要らなくなれば撤去するのだと。ごく普通に考えていたようなのですが、しかしいろいろな観点から、あ、これは物すごく大事なのだということをその人は考えるようになりまして、それから非常に大事にするようになっていきます。ですから、そのことが非常に大事だという認識をどうやって深めるかということが、1つには大きな課題だというふうに考えています。

それから、もう一つは、この保全、保護等に関しましては、やっぱり町だけではなくて、あるいは個人だけではなくて、今ご指摘のあったような何らかのいろいろな団体等も含めて、みんなで支援していくと。そういう体制をどうやってつくるかというのが、今後の大きなかぎではないかなというふうに考えますので、今のお話を十分考慮させていただきまして、今後町にとって大変大事な文化財を守っていきたくと、そう考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○10番（秋山豊子さん） ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（荻野美友君） 以上で秋山豊子さんの一般質問が終了いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

1時15分より再開いたします。

休憩（午後 0時14分）

---

再開（午後 1時15分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、小森谷幸雄君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 3番（小森谷幸雄君）登壇 ]

○3番（小森谷幸雄君） 3番、小森谷でございます。よろしくお願いを申し上げます。

質問させていただくわけでございますけれども、通告書に従って、内容をその都度ご案内させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

先般の一般質問におきまして、私は基本的には財政問題、また総合計画ということで質問をさせていただきました。その質問につきましては、基本的には私のほうで、総合計画の中で計画をされている内容について個々具体的に説明をさせていただきました。今回につきましては、そういう事柄よりも、町当局が下期の総合計画の中で、町の活性化のためにこの事業を拡大する、あるいは進展をさせる、あるいは予算づけをしてウエートを大きくしていくと、そのような観点からお答えをいただければ幸いと存じております。

それでは、質問に入らせていただきます。町の活性化策について基本的なお考えをお尋ねするわけでございますけれども、私の気持ちの中では、思い切った事業計画で、元気なまちづくり、そういう思いを込めて質問をさせていただきます。先般は、なかなか具体的な答弁をいただけなかったわけですが、なるべく具体的な政策に基づいて、ご案内をいただければありがたいというふうに感じております。午前中のお話の中でもございましたが、昨年末当局によって財政改革プランが説明をされました。特にその中において、今時における財政運営は大変厳しい状況であるという説明がございました。それは午前中、小野田課長から説明があったとおりでございます。

しかしながら、そういった状況を踏まえながらも、現状地方交付税の削減、あるいは少子高齢化、情報化、地方分権など、さまざまな課題がのしかかってきております。その中であえて申し上げるならば、多様化、高度化する町民ニーズにいかにか的にこたえていくかということが、町当局に与えられた課題であるというふうに思っております。そのような状況から、当然のことではございますが、経常的な経費は増加をしていくわけでございます。そういった中で、逆に投資的な経費は抑え込まざるを得ない状況でございます。また、特に昨今いろいろ話題となっておりますように医療とか、福祉の分野において近隣市町村との格差是正ということで、やはり予算計上せざるを得ない、このようなことも現実の問題として、大きな課題として、町も取り組まざるを得ない状況かと思えます。先般の質問では、先ほども申し上げましたように財政問題とか、総合計画云々について質問させていただきました。今回については、先ほど申し上げましたように、もう少し政策の中に入り込んだ中で、具体的にご答弁いただければありがたいというふうに思っております。

今町を取り巻く環境は非常に厳しい状態でございます。そういった中で現状を認識した上で、町当局が重点政策として掲げている政策が何であるか。総合計画の中に全部記載されているものが大事ですよという考え方もありますでしょうけれども、当面の状況の中で、これを重点的に行うのだと、そういう強い姿勢を私

は望んでいるところでございます。しかし、今までの経過を見ても、第4次総合計画も内容的には非常に素晴らしいものであると私も思っております。できれば、あれが具現化されて、町民にとって幸せをもたらすということが大事な要素であると思っております。ただ、しかしながら現状の進捗状況などを見てみますと、大丈夫なのかなと。夢物語になりかねない状況が、現実の姿として町民の皆様には感じられておられるかというふうに思っております。午前中にも質問があったわけですが、工業団地、企業誘致、非常に大事なことでございます。そういったものが財政的にすぐ寄与するということも考えられないわけです。そういった状況を踏まえながら、当然そういったものが実現されるまでの間に町当局としても町の活性化のために取り組まざるを得ない課題がたくさんあるのではないかとこのように思っております。

さらに、東洋大学の一部学部移転等の問題、あるいはニュータウンの新規住宅販売不振等は財政に大きな影響を与えております。また、東武鉄道の運行においては、快速電車などの本数も開業当初から比べますと削減をされております。都心へのアクセスも非常に不便になっております。また、下りの電車について見れば、南栗橋どまりが非常に多くなっております。東洋大学まで来るのには乗りかえざるを得ないという状況も開業当初から比べますと増加しております。そういったもろもろの問題が、やはりニュータウンの販売不振にも、私は多少なりともつながっているのではないかとこのように感じるところでございます。

町長は、一般的に町の活性化のために、最近特に企業誘致の問題とか、354の問題、あるいは農業立町としての農業振興策の推進、あるいは環境、水辺文化の継承等いろいろなことを申されておるわけですが、非常に大事なことでありますし、できれば実現をさせたいというふうに思っております。そのような諸問題の中で町が真っ先に、今平成20年度予算が審議されているわけですが、もうすぐ4月から新しい年度にかかります。そういった年度切りかえの段階において、基本的にこういうことで政策を変更されて、こういう事業に新たに経費を投入する、人材を投入する、そういう流れの中で、将来展望をお聞かせ願いたいと思います。町長、お願いいたします。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

過日の議員協議会で板倉町の財政改革プランをご説明させていただきましたが、何といたっても板倉町の財政状況、非常に厳しい状況でございます。先ほど予算の話もあったわけですが、財政にゆとりがあればいろいろな事業に取り組むことができ、町も活性化すると思っておりますが、現実にはなかなかそうもいかないのが現状でございます。具体的な活性化策ということでございますが、やっぱり財源の確保、これを図ることが最重要課題であると考えております。したがって、具体的には板倉第2工業団地の推進、企業誘致、ニュータウン事業の推進を図っていかねばならないと考えております。また、経済産業活動、地域間交流を図る上で幹線道路の国道354号線の整備促進を図ってまいりたいと思っております。

なお、この関係におきましては、議員各位のご協力のもとに群馬県、埼玉県への要望、また2月7日には群馬県議会に請願書を提出しておりますが、引き続き議員各位のご協力をお願いする次第でございます。

それと、財政状況厳しい現状の中ではございますが、行政サービス、この地域間格差、これは何とかしなければいけないというふうに考えておまして、特に医療、少子化等の住民生活に直結するサービスについては、できるだけ周辺市町との均衡を保ちたいことから、福祉、医療、妊婦健診について格差是正を図るべく、平成20年度予算に反映をさせているところでございます。同時に、先ほどからずっと話がございました

ように、ここに来まして、東洋大学の関係が出てまいりましたので、この関係も来年の3月、新しい学科の開設に向けて、これは全力投球をしなければならないというふうに認識いたしております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今町長のご答弁の中で、基本的に企業誘致の問題、あるいは道路354の問題、それから地域医療、福祉の格差是正ということで、ご答弁があったわけでございますけれども、例えば1つの事業を行うのに、当然計画として、こういったもろもろの事業計画がされるわけですが、それについてエンドの部分ですね、1年なら1年、あるいは2年なら2年、3年なら3年というスパンの中で、当然のことながら、予算も投入され、人員も投入され、その進捗状況を考えてやりますよというようなご答弁が多いのですが、では1年目のときに、仮に今の問題が、354の問題にしても、企業誘致の問題にしても、進捗状況が当初計画されたものと現実の問題として、それが一体化されて評価されるのかという部分についての、そういった部分も含めて、ぜひご答弁をいただければありがたいのですが。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 再三申し上げておりますように、まずは財政の関係をきちんとしてほしいという観点から、第2工業団地の関係、あるいは企業誘致の関係等を、これは真っ先に考えなければならないというふうに考えておりますが、しかし事はそう簡単ではないというふうに私も考えております。例えば県の企業局にお願いすべきであるというふうには基本的に考えておるのですが、県もここへ来まして、あちこちの市町村から要望がたくさん出ておりますので、必ずしも板倉町が優先されるというふうには、まだ確定いたしておりませんので、これをより早く進めるためには、板倉町といたしましても、企業誘致、みずからの努力も必要であろうというふうに考えております。いろいろな情報をキャッチしながら、板倉町としても果敢にチャレンジしていかないと、県待ちということでは、なかなか進まないというふうに認識いたしておりますので、そういった面における人的な配置等も含めて、まずはこれを最優先して考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） もう一度、その件についてお尋ねを申し上げます。

今企業誘致、あるいは工業団地の造成云々ということで、群馬県でも手を挙げられて、企業誘致を図る市町村がたくさんございます。そういった中で手を挙げたまま、板倉に来ればいいなという感じでおる限り、なかなか前に進まない、いわゆる自治体の企業誘致競争ですね。そういった中で、板倉町がこういった形で他市町村との競争の中で勝っていけるのか。勝たないことには企業誘致も当然成功しないし、工業団地も造成できない。そういった、いわゆる自治体間の競争の中で、勝ち抜くということで、先ほど私は計画ということで、どうするのだということで、例えば354の問題にしても、請願書ですか、県に上げましたと。では、その割には354に対する当町の予算化は10万円ぐらいですよ、10万円だったと思うのですが、そうすると、その10万円で354の延伸の問題が、すべて片づくかのように思うわけです。

そういった中で、お金の問題は、金がないということで、仕方がないとするならば、ほかの埼玉県、あるいは群馬知事と、そういった中で板倉町が、354早期実現のために可能になるのかという点での計画性の問題、予算10万円つけました、請願書出しました、埼玉県と協調してやります、そこは皆さんも昔から承知の

ことだと思うのですけれども、そこから一步脱皮した中で、町当局としてどういう対応をしていくかということが、ほかの事業計画についても求められている時代ではないのかなというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） そういったもろもろのことを進めるのに、当然予算の関係もあるわけですが、やはり大事なことは人的なことが、ここへ来て極めて重要ではないかなというふうに認識いたしております。例えば先ほどから申し上げておりますように企業誘致等につきましても、これはさっきもちょっと申し上げさせてもらったのですが、待っていただけでは、なかなか難しいというふうに考えます。したがって、オーダーメイド方式ではないのですが、板倉町が果敢に企業等にもアタックをして、そしてある程度目安をつけていくと。そうなることによって企業局、あるいは県においても乗ってくれるという、そういったことがあろうと思っておりますので、そういった面における最大限の努力をしなければいけないというふうに考えています。これは国道354号につきましても、全くそのとおりでございます、予算もさることながら、そういった面でのチャレンジというのですか、アタックといいますか、そういったことを最優先させて努力をしなければならないというふうに基本的には考えています。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） このやりとりはさておき、次の質問に入らせていただきます。

今さら私が申し上げるまでもなく、第4次総合計画という計画を策定されまして、町のあるべき姿を実現させるために鋭意努力されていることはよくわかります。ただ、その中で総合計画というものが基本構想、基本計画、それに連動して財政計画、さらに3年ごとに実施計画書があるわけですが、実際先ほど申し上げましたように、ある部分でエンドの部分が町民にもよくわからない。今年なら今年1年間やったときに、こういう成果がありましたよ、こういうメリットがあったのですよ。デメリットは、こういうことでできなかったということで、後ほどまたご質問申し上げますけれども、そういう部分でのけじめとしての評価ですか、そういった部分がないために、なかなか事業そのものが、お金は投入しているけれども、実際町民目線で見た場合には町はどうするのかなという、そういう感覚が生まれざるを得ないというふうに思われる部分がたくさんございます。

特に事業計画を行う場面で、やはり投資対効果、その部分をきちんと評価することが、私は非常に大事なのではないのかなと。施策を立てました、予算づけをしました、1つの事業が終わりました、はい、翌年また前年に倣った形で予算の分捕り合戦とは申し上げませんが、削減をしていく中で、どこにその予算を重点配分するのか。そういったことが事業計画の内容によって、成果によって、私はあるべき姿に予算づけがされるべきだというふうに思うわけです。どうしても総合計画、こういったものは、行政当局からしますと、町全体にいろいろな部分で効果をもたらさないといけないということで、ある意味では、言い方は失礼ですが、総花的にならざるを得ない。そういった施策から、今後ある意味では集中、重点施策を掲げた中で集中的に予算を執行する。ある時期、ある地区、あるいは仮にある部落で、それがなし遂げられたときには、次の行政区はここですよ、次の地区はここですよ。そういった、いわゆる効果が見えるような予算の実行ということを私は願うわけですが、そういったことをしない中で、同じ額の予算が使われて効果が余り見えないとするならば、それはやはり事業の検証がされていないがために従来どおりでいいか

ということで、そこまではなっていないと思うのですけれども、その仕組みの中で基本的には事業計画が行われると、計画立案されると。そういう形が、私は望ましいのではないのかなと。

先ほども申し上げましたように、ややもすると、やはり全庁的な立場で、あそこもやらないといけないな、ここもやらないといけないなということで、予算が分散化されてしまうと。効果が余り出ないまま年が経過してしまうと。そのような観点から、やはり実施計画書で見直すということなのですから、その実施計画書の事業も数が物すごい量ございます。そういった中で、予算をゼロにしてしまうということは非常に難しいのかもしれませんが、それは行政の長として、やっぱり最終的には政治判断ということになるのかと思いますけれども、その辺を熟慮した上で、負担をかける町民の皆さんも出てしまう、負の部分があるかと思うのですけれども、プラスの部分をより効果的に少ない財政の中で運用するとするならば、そういった手法を私は思うわけですから、町長、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 基本的には、今ご指摘のあったようなことかなと率直に思います。確かに総合計画なんか見てみますと、どうしてもやっぱりいろいろなことを網羅せざるを得ない、総花的な一面を持ってしまふという、そういうものかなと思っております。ですから、それを単に徐々に全体的にやっていくのではなくて、やっぱりこういった財政状況等を考えますと、その中でも重点的に、あるいは特化的にやるべきものがあってもいいのではないかというふうに考えております。

先ほどちょっとご指摘のあったようなことも含めて考えるわけですが、やはり投資対効果というか、そういったものの検証がちょっと不足していたかなと、それは率直にそう思います。ですから、これからは、そういったものをどうやって検証していくかということも大事な要素であろうというふうに考えておりますし、また町民に対する情報提供といいますが、それもやっぱり大事なかなと思いますので、その辺は、これから十分考慮しながら進めてまいりたいと、そう思います。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 町政運営に当たって、そういう考え方を原点に持っていて、よりお金の使い道、効果が上がる使い道を行政当局としてご検討いただいて、今後実施をしていただきたいと願うところでございます。

次の質問に入らせていただきます。総合計画におきましては、ある意味で、それをカバーするという段階で、板倉町の地域づくりにとって重点を置くべき課題解決のために、総合計画の中に新規プロジェクトというのが計画されております。私は、プロジェクトというのは、ある意味では通常の組織体制の中で解決できない課題を垂直的、あるいは横断的な組織編成の中で、目的解決に向けて独立的に行われる事業というふうに認識をしております。あえてこのプロジェクト、6章から成っておりますが、基本的には基本構想、基本計画の中で重複する部分もあろうかと思っております。あえてこの新規プロジェクトを立ち上げて、それを実現させるために計画された位置づけでございましょうか、そういったものについてお尋ねをするわけですから、基本的には現実の問題として、総合計画の中の重点施策の基本計画、それプラス新規プロジェクトという構成のされ方なのですから、午前中も組織改革云々ということで人員も削減されていると。そういう中で、この新規プロジェクトをあえて取り組まざるを得ないというようなお考えがあったと思うのですけれども、その位置づけについてお考えをお聞きいたします。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 第4次総合計画策定に携わりましたので、このときの新規プロジェクトの位置づけというものをご答弁させていただきたいと思います。

施策の体系で6つテーマが、一般的な総合計画というのは、前段の6つなのですけれども、この第4次総合計画策定の途中に大学の22名の先生方にも参画をいただいて、大学の先生方と一緒に手づくりでつくったわけです。その中で大学の先生方も、板倉とかかわりを持つ以上は、今までの総合計画でなくて、板倉の地域性をもっと表に出して、それで新たな取り組みをしていきたいと思いますというのがありました。この6つの板倉ファーム、これからの農業をどうするのだというのがありました。それと、ニュータウンの活性化、ニュータウンをどうやって活性化させて、分譲も含めてやっていくのだということ、それと板倉には観光というのが、ちょっとないねという話もありまして、では水辺の町なので、水と緑の回遊ルートというのをやってみようということがありました。それと、先ほど来から出ています、水塚という、昔から水の災害と闘った町ということもありまして、特に水に関する防災面を、歴史の教訓を生かした防災体制の整備をしようということも出ました。それと、せっかく大学があるのだから、IT関係、情報関係の、よそのまちよりも板倉のほうが先進だねと言われるようなまちをつくっていこうよという、この6つのプロジェクト。ですから、一般的にプロジェクトというと、特命でだれとだれとだれが何かをやれというものなのですが、これは全庁挙げてやっていこうという位置づけで、6つの新規のプロジェクトを位置づけさせていただきました。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今課長からご案内のあったとおりだと思うのですが、趣旨はよくわかるのですが、あえて申し上げるならば、プロジェクトという位置づけで考えるならば、板倉ニュータウン事業の活性化、水と緑の云々、学園都市云々ありますけれども、やはりプロジェクトらしく、ある意味では、私は成果を出すべきなのかなと。総合計画の位置づけとすれば、10年スパンという形で見ておられるのでしょうかけれども、実際これを掲げた中で、ではどこが政策グループ、総合政策課ですか、そこがおやりになっておられるのですが、このプロジェクトの位置づけとして、ほかの各課からも、例えば人員を選抜した中で、板倉町のニュータウンの活性化はどうするのだと。それで早期に1年なら1年で、一応事実上終止符を打てるような活動を私はすべきではないかと。せっかく6章まで挙げて、そういう位置づけで、町をよくするための施策としてプロジェクトを立ち上げているわけですから、そういった中で、名前はあるけれども、実態はどうなのだろうというのが、私の本音の部分ですが、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、ちょっと説明させていただきたいと思いますが、プロジェクトで、板倉ファームの創造というのは、当然建設農政課の農政グループが担当しております。それと、成果としましては、安全・安心な栽培履歴の徹底であるとか、東洋大学との連携による新規農産物の研究開発、それから農業従事者の高齢化に対応するための集落営農組織の立ち上げ、農業法人化への誘導とか、季楽里の建設運営等、ですからプロジェクトの中と、その施策の6項目の中の農業振興、こちらとがリンクしているということになります。

それと、ニュータウンの活性化については、私どもの総合政策課の地域活性グループが担当しておりますので



すけれども、こちら当然板倉だけではどうにもできないので、販売センター、企業局との連携をもってということで、もちろんうちのほうから3名の職員が派遣されて一緒に分譲促進を行っているのですけれども、そういった中で県企業局が宅地購入奨励金の制度をやったり、販売提携の制度であったり、建築条件付きの土地分譲制度、そういったものにお互いが努力しているということです。

それと、水と緑の回遊ルートの形成でございますけれども、こちら私どものほうの地域活性グループが担当しておりまして、成果としては、ご存じのとおり群馬の水郷のところで、揚舟ツアーという水と緑の回遊ルートの先発事業として実施をしているということでございます。

それから、防災体制、こちらのほうも私どものほうの総合政策課の行政安全グループが担当しております。盛んに各行政区に、今自主防災組織を設置してくれというのを毎回、毎回区長さんがかかわるごとに、また年度途中にもお願いしているのですけれども、そういったところで、まだあと数カ所の行政区ができていないということもございます。こういった地域に根差した防災活動を、やはり地域の人と町とが連携をしてやっていきたいというようなこともございます。それと、大高嶋のスーパー堤防の建設、それから来年度防災ステーションの建設がでございます。それとか、新たに平成20年度には谷田川の浸水想定区域を取り入れたハザードマップの作成といったことも考えています。

それと、交流関係では、平成16年に国際交流協会が設立をされました。最初は、町から誘導をお願いしておったのですけれども、今は組織の中で運営もきちんとされて、活発に活動を今展開しているところでございます。

それから、ITネットワークは、東地区と西地区が最初でしたけれども、ケーブルテレビのエリア化が、繰り越し事業で平成20年度にわたりましたけれども、南地区と北地区もエリア化されると。これは非常に大きいデジタルネットワークになることです。こういった成果もございます。それらを今議員さんおっしゃる、では特化して、この2年でとか、3年でとかというのではなくて、この総合計画は10年間のスパンの中で前期、後期というふうに当時分けさせていただきました。そして、前期にあるものは、その時期にできるだけ終わらせようよというようなことで、ただ、議員が言うように、ではこれが終わったよというものを住民にきちんと周知しているかという部分が、ちょっと実施計画とか広報とかにも掲載させていただいているのですけれども、やはり住民側にするとわかりづらい点はあるかと思しますので、その辺ちょっと考えていきたいというふうに思います。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今課長のほうからお話があったわけですがけれども、1つ具体的な例で、私の考えの中で一番わかりやすい部分かと思っておりますけれども、水と緑の回遊ルートの形成、観光ということで、プロジェクトが1つ立ち上げられているわけですね。基本的に事業名を見ますと、板倉の水郷景観保全整備事業、観光振興事業、群馬の水郷公園改修工事、それと揚舟運航事業という形で挙げられていますよね。その中で基本的な予算づけをされて、何かやろうという意欲が見えるのが揚舟ですね。揚舟については、これは多分人件費だと思うのです。そうしますと、回遊ルートを形成するという意図からすると、あそこにただ舟を通して、船頭さんに運航させることが、私は本来の目的ではないのではないのかなど。では、揚舟を運航させることによって水辺の景観を町としてどうアピールしていくか。そういう事業まで入り込んでいくことが、あそこ全体の底上げになるし、あるいは揚舟に乗られる方、いわゆるお客様ですね、そういう意味での、今

度来たら揚舟も変わって、周りの景観も変わってきて、こういう形でプラスアルファが出ているなど。私は、そういうのが計画であるし、ましてプロジェクトということであるならば、ほかの課にも問いかけて、あそこをもう少しレベルアップしようよという部分について、ほかの課からも意見等上げた上で、揚舟運航だけに頼ることなく、さらにレベルアップを図るのが1つの事業計画かなど。そういう意味で、この1章から6章があるわけですが、日常の仕事の中で携わっている部分はよく理解できます。ただ、そう改めてプロジェクトという形で銘を打っている以上は、やはりそのレベルまで引き上げることが、私は大事なのかなというふうに思うわけです。

次の質問に入らせていただきます。次は、大きな2番になりますけれども、成果制度の導入ということで、町のお考えをお尋ね申し上げます。今回の町の予算は、一般会計で49億円、その他特別会計を含めて85億円の予算規模になるわけです。その予算が執行され、町民全体の生活向上、ニーズに適正にこたえていけるのかが大変重要な課題となります。予算が当然執行された中で年度末を迎えたときに、当初掲げられた政策の是非を検証することは、私は非常に大事であるというふうに思っております。特に昨今の社会情勢の急速な変化、多様化する町民ニーズに対応するためには、従来の自治体運営のあり方を改めて見直す時期であろうというふうに考えております。特に厳しい財政状況のもと、自己決定、自己責任の原則を前提として、当然のことながら効率的、効果的な行財政運営に努めることが当然のことですけれども、町民の負託にこたえることとなります。

特に最近、行政コストの削減、あるいは職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等地方行政改革を推進する新たな手段として行政評価制度導入の重要性が認識され、前向きに導入検討を行う自治体が多く見られるようになっております。つまり、難しいことではないのですけれども、評価システムというものは、施策がありまして、当然その施策をやるための施策があります。その次に事務事業というレベル、いわゆる政策目的体系に基づいて、それぞれの政策がいいのか、施策がいいのか、事務事業がいいのか、それぞれの過程で検証することが大事であろうという考え方でございます。

そういった中で、前回の質問のときに提言ということで、町長、考えてみてくださいということで、民間経営のマネジメントサイクルですが、PDCAの話をちょっとさせていただきましたのですが、現状では各自治体もこの制度を導入して評価をきちんと出して、それをオープンにして住民の意見を求めて、この事業が本当によかったのだろうかという検証をする自治体が非常に多くなっております。そういった成果制度の導入の利点でございますけれども、当然のことながら、町民の視点に立った成果重視の町政が推進できるということですね。それと、当然のことながら、そういった評価を受けるということは、職員の目的意識の改革、あるいは政策形成能力のアップ、あるいは町民に対する説明責任、こういったいろいろな利点がございます。そういったことで、できれば今後前向きにそういった部分を検討されて、私は導入を図って、町民に成果をきちんと公表して意見を求めるべきであろうというふうに思っております。

町長の個人的な話で申しわけございませんが、町長は過去、見える、聞ける、言える、そういった政策を実現するために諸政策を当然実現され、実行されているわけですが、そういったものも最終的には当然行政事務事業の評価の中で評価が下されるというふうに思います。そういった中で、先ほど町長の施策の中で、見える、聞ける、言えると、そういう部分は、やはり総合計画の中でも、きちんとしてチャレンジされているわけですね。ただ、その中で、ある意味ではできている部分とできていない部分がある。例えば見

えるというところから安心というキーワードを町長は発言をされております。それから、聞けるというキーワードから信頼という言葉を引き出ししております。それから、言える町政ということで、協働という言葉が引用されております。当然それぞれの項目が非常に大事なことはよくわかります。

特にその中で、前々から町長がおっしゃられているように、当然自主財源の確保とか、市町村合併、商業の振興、あるいは就業環境の拡充ということで、農業の魅力創出、あるいは企業誘致をやはり掲げられております。それから、聞ける町政から信頼を生み出すという中で、身近な役場づくり、直接対話、町民主役ですよという言葉が述べられております。また、言える町政から協働ということで、町民主役の行政運営、町民が行政評価できる仕組みを実現させたいと、このようにも述べられております。こういった中で、それが今日に至って実現されているかどうかというのは、基本的には町民が最終的に判断されるわけですが、行政、あるいは町の職員として、日々仕事に邁進されている人たちの、ある意味の意識改革という中で、こういった成果制度ができれば導入していただいて、だれが見ても公平かつ適正な判断ができる、そういったものについてのお考えをお尋ね申し上げます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 成果制度の導入の関係でございますが、まずご質問の最初にあります、政策評価の意味するところでございますが、これは住民の皆様から信託を受けて行っている行政活動が、どれだけ効果率的で、どれだけ効果的であったかを我々行政側が率先して住民に情報提供することだと考えております。この情報提供を行う際に、町民にとってわかりやすい道具として、また住民のさまざまな意見を的確に反映させるシステムとして政策評価制度があると思っております。そして、この評価をもとに町の政策の企画、実施、評価という、いわゆるプラン、計画、ドウ、実施、シー、チェックのサイクルを形成して、目指すべき成果を上げるものだと考えております。

では、実際に板倉町はどうかと申し上げますと、政策評価としての制度は、今のところございません。ただし、これに近いものとしたしましては、地方自治法第233条に規定されていますように、決算認定に伴う主要な施策事業の成果の説明書類を定例議会には提出をいたしております。しかし、これが十分であるとは決して考えておりませんで、先ほど申し上げたように、この厳しい財政状況の中で、ある程度いろいろなものを特化しながらやっていくということを考えますと、やはりきちんとした情報提供して、そしてご指摘のあったような、町民の皆さん方からいろいろな意見を聞きながら、この政策評価というものを考えなければいけないのかなと、そのように基本的には考えております。これは民間は、みんなそうやっていると思うのですが、行政といたしましても、そういった方向でやっていかないと、なかなかこの厳しい状況は乗り越えられないと基本的には考えておりますので、そういった面で、この辺については積極的に検討していきたいと、そういった方向で進めていきたいと基本的には考えております。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 基本的には、そういう方向で進むというようなお考えかと思っておりますけれども、基本的に現状の評価制度が、今町長が申された内容かと思っておりますけれども、やはり町民が一番心配されていることは、町の方向性がよくわからぬ、どちらの方向へいくのだろうというような部分から、財政的な問題、あるいは商業、工業、多方面にわたって何をどうするのだろうと。そういう方向性が見えないという中で、やはり町のあるべき姿ですが、そういうもので今年度は特にこの部分を重点的にやるよと、予算もこうして

いるよ、1年後を見てくれと。そういう政策の打ち出し方、私は、時には必要なのかなと。そういう意味で、先ほど町長が企業誘致の問題、あるいは工業団地の拡張の問題云々申されておりますが、町長が今現時点でこれをやって、それを町民に知らしめて、町はこういくよというような部分での主な政策というのがあるとするならば、二、三点挙げていただくとありがたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 先ほどから申し上げてまいりましたように、今の板倉町の状況を考えたときに、まず真っ先に、私は特に平成20年度重点的に取り組むべき事項といたしましては、工業団地、そして企業導入を図っていくことが、まず第1であると、そのように考えております。

それと、これも突然降ってわいたような一面もないわけではないのですが、大学の関係もきちんと対応していけないと将来に悔いを残すということもありますので、そういった面は、特に重点的にやっていきたいというふうに考えています。

それから、細かい点では354であるとか、あるいは私が昨日ちょっと申し上げた水の関係ですね、こういったものも地味ではございますが、やっぱり進めていかないと将来に悔いを残すであろうと、そんなように考えておりますので、そういったことを重点的に平成20年度は取り組んでまいりたいと、こう考えています。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 時間がありますので、その辺もう少し伺いたいと思いますが、例えばこちらローカルですから、上毛新聞ですね。そういう中で板倉町の名前が出て、おう、板倉はこうなるんだってよというようなことで、ぜひ活気あるまちづくりですか、そういった中でいろいろ諸政策を当然実行していくわけですけれども、そういった意味で見出しを飾るといっては大変失礼な話になりますけれども、東洋大学の撤退とか、ああいうニュースではなくて、町の活性化のために板倉町もさすがだなと言われるような町政運営に心がけていただきたいというふうに思うわけでございます。そういった中で、特に町長でございますか。その354、企業誘致云々はわかるのですが、例えばここ1年でこんなことをやりたいとか、そういう部分で直近の具体的な課題について何かお考えはございますでしょうか。総合計画の中から拾っていただいても結構なのですよ。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 実際に行政ですから、全体的なものをやっていかななくてはならないということはあるのですが、ただ、特化すべきこととしては、先ほどから申し上げてきたようなことが最優先されるべきものかなというふうには考えております。ただ、そういったものは、どこでもやっていることであるかもしれませんが、それは新聞の関係が今出ましたが、ニュースにならないのかもしれませんが、ただ、板倉町の独自のものといたしましては、これもちょっと昨日触れさせてもらったのですが、やっぱり板倉町の資源を最大限に生かすということを、ちょっと地味ではございますが、これはやっていかななくてはならないというふうに基本的には考えております。といいますのも、だんだんとなくなってしまうのですよね。ですから、そういったことを考慮いたしますと、板倉町の大事な資源を、やっぱりこの際アピールして、生かしていきたいと、基本的にはそう考えています。

○3番（小森谷幸雄君） ありがとうございます。時間ちょっと早いですが、以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 以上で小森谷幸雄君の一般質問が終了いたしました。

次に、通告5番、石山徳司君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 4番（石山徳司君）登壇 ]

○4番（石山徳司君） 4番の石山徳司です。通告に従いまして、幾つかの点につきましてお伺いしたいと存じますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

私も長年、邑楽東部第1、第2排水機場の行政移管ということの中で、一生懸命やったつもりでありまして、その中で町も平成19年度から機場の運転管理については職員の方が担っていると、そのような結末を得ているわけでありまして。ある面においては、私の気持ちとすると満足すべき点もあります。また、進めた割には、問題点も幾つかであります。聞こえてくるというふうな観点もございますので、引き続きその辺のところを私なりに考えながら質問申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、通告に従って質問申し上げます。平成17年度から平成18年度にわたり、邑楽東部第1、第2排水機場の改修がなされ、ポンプ排水部に従来とは違って吐出水槽、これは水をポンプから出す枠組みのことなのですけれども、設置されているというのを竣工式の折の文面によって、あるいは写真によって見ております。これを考えますと、以前私たちが邑楽土地改良区の中で総代をやっている間に、ポンプが、地元の人たちの自由な操作の中で排出行為がなされるということで、農民の方には負担をかけるかわりに、変な話ですけれども、遊水地が満杯になってもポンプをとめなければ水が出せるだけの裁量権はあるのだよというのが頭の中に残っておりまして、この吐出水槽の意味合いからちょっと矛盾を感じましたので、吐出水槽の創設された意味合い、私自身想像はできるのでありますけれども、これは板倉町の町民と、今まで携わった、大水で悩まされた人々への同情の念を持ちまして、確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

吐出水槽というのが、写真で見ますと、高さが14メートル、Y Pに直すときには、それにおおむね80センチを足して、これはY Pの表示かもしれないのですけれども、Y Pが11.9、まあ12というのが、一応排水樋管の設置高であります。11といいますが、14ですので、13メートル分ぐらいの水槽が上に立ち上がるわけがありますけれども、この水槽が、上が多分空気の層になっていますので、私昨日ちょっと帰りがけに遊水地の土手に上がって、その水槽の高さを目測したのですけれども、土手の高さよりは、その天端の高さが2メートルぐらい下だと、そのように認識しております。これがいっぱいになるということは、多分空気が圧縮されていきますので、絶対あり得ませんので、正直言って半分ぐらいの圧力で、ポンプの圧力とバランスがとれて、吐出水槽の14メートルの部分のうち9メートルか10メートルぐらいの高さになったら、水はポンプが幾ら回っていても遊水地のほうには流れないという、そのような自動運転の仕組みかなとは考えてしまうのですけれども、長年町長も自ら水に悩まされた板倉町に生い立ちを持ちますので、何かその辺のところの感想なり、あるいは目的意識というのは聞いた覚えがあるでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの石山議員の質問にお答えをさせていただきます。

今のご質問は、吐出水槽の関係かなと感じまして、まずその話をちょっとさせていただきますが、吐出水槽の目的と効果の関係でございますが、第1、第2排水機場の増改築に伴って設置をされた吐出水槽の目的

というのは、要するにポンプによって排水された水をいったん自由水面のある水槽に入れて、静水圧によって、堤外に排水することによってポンプの非常停止や急始動した場合の管内圧力の急上昇、あるいは急降下を吸収して排水樋門を保護するためのものだというふうに考えています。それで、この吐出水槽は、機場からの振動を遮断するとともに、地震の影響を受けた場合に、地下に埋設されております樋管及び排水樋門と異なった挙動をすることや、排水樋門等の不同沈下等による破損を防ぐと、そういう意味合いを持った、そういった効果を期待してつくられたものではないかなというふうに考えているのですが、ただ、後の関係の質問が、ちょっとよくわからない面がございますので、まずは吐出水槽についてのお答えをさせていただきます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） ただいまの町長のご説明は、多分これは当たり障りのない、表向きの説明かなというところでは私も納得します。あくまでも先行きの質問にかかってくるわけでありませぬけれども、これは無人でも運転可能にするように遊水地が満杯になったとき、前の質問で遊水地の貯水能力はどの程度だということをお私質問申し上げましたら、3億トンが貯水量だと。3億トンといいますと、遊水地がおよそ3,300ヘクタールありますので、水かさか3メートル増えたとおおよそ1億トン、だから9メートル分だけは絶対安全だということ、その辺の貯水能力のことかなとは思いますが。土手の高さを今聞いていただいたのですけれども、Y Pで23.9、これは天端の高さだそうです。11.9が排水樋管の基盤の高さですので、12メートル分だけの水がためておけると。そうすると、9メートルという、3メートル分ぐらいい上にとりがある時点の中で、安全の遊水地の貯水能力だという線を一応見てみますと、2メートル下ぐらいいが、その天端だということですので、逆に言えば、その吐出水槽から4メートル、先ほどちょっと文面を見たのですけれども、計画水位というのが、Y Pの21.694というのが、これはやっぱり計算上でいきますと、3億トンの貯水能力の水面づらということになるそうですけれども、Y Pの21.694が、一応遊水地の計画の貯水安全水位だということ、今認識いたしました。この中で天端から今もらった23.9といいますと、2メートル20センチぐらいい土手の下に計画水位があるということですので、それに満たないところで、吐出水槽の水が入った段階で、上に空間がありますので、空気が圧縮されて、それ以前に排水がとまるというような、そのような認識であります。これは皆さん方には認識していただくという意味で質問申し上げました。今からつくり直すとか、そういうものではありませんので、だから土手の高さよりは二、三メートル低いところが計画水位になっているということだけ認識いたします。

次に移ります。その流れの中で、谷田川の自然排水樋管の頂盤高の設定と渡良瀬遊水地内水位の、私が聞きたいのは、関連法則とか、そういう意味合いを込めますけれども、高水敷基準値とはということで、以前に課長の答弁の中で承った覚えがあるのですけれども、今ある谷田川の第1機場排水樋管が、敷高が、底盤がY Pの11.9、それから3.9メートルぐらいいを足したのが天端の、Y Pのおおよそ15.9メートルが排水樋管の天井の高さだと。最初、排水ポンプ樋管というのが別枠でありまして、自然排水樋管とポンプの排水樋管というのが、設置高というのが随分ずれているなということで、前にちょっと疑問に私思ったので、これは排水の、今のポンプ樋管がY Pの14.52でしたので、それから変な話ですけれども、排水ポンプ用の樋管の直径を1.35足しますと15.87、この自然排水樋管がY Pの11.9でありますので、それから3.9ぐらいいを足すとおおよそ15.9ぐらいい。そうすると、片方の自然排水樋管の天端とポンプの排水樋管の頂部の敷高がY Pの15.9、

あるいは16以下ぐらいで大体一致するので、なるほど考える人がつくってあるなというのを認識いたしました。それで、高水敷の基準値というのを再度答弁いただきたいのですけれども、これは計画水位という、先ほど私が言いましたように変な話ですけれども、Y Pの21.694で答弁を受けているでしょうか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） ただいまの遊水地の計画高水敷高、Y P 21.694、これは議員のお調べになったとおりでございます。ちなみに申し上げますと、計画上の高水敷の敷高、これはY Pの15.80というデータがございます。先ほどから申されております、いわゆる樋管の頂盤高、これがこの高水敷の敷高を上回らない範囲でという基準がございますので、この数値と比較しますと、おおむね整合している数値だということ認識をいたしております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） ただいま課長に確認していただいたとおり、先ほど私が言ったのと同じように排水ポンプの樋管の頂盤が、変な話ですけれども、Y Pの15.87、ただいまの高水敷位置が15.86ということは、1センチしかずれておりませんので、なるほどよくできているなとつくづく感じました。頭のいい人がつくってあるなと、そのように認識いたしました。これは、これからのポンプなのですけれども、この計画のY P 21.694、これまでは自動的に必ず水が出るという認識でよろしいのでしょうか。確認をとった覚えはありますか。今度できた新しい排水機場のポンプが、遊水地側の水位がY Pの21.694メートルまで上がる以前だったら、常に水が出ているというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） この計画高水敷高21.694につきましては、いわゆる過去の降雨実績、ご承知のとおり降雨の年数確率、例えばの話、30年確率とか、100年確率とか申しますが、この水位高につきましては、確率何年かを詳細には把握はしてございませんけれども、河川の治水計画上、いわゆる降水量の確率をもとに算定されているということで認識をいたしております。余りいいかげんなことは申し上げられませんが、過去私の記憶が違っていなければ、100年確率での数値だったと記憶をいたしております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） ただいま課長の答弁で、私も土手より低いところでも水がとめられるということで、100年に1度の大雨に対する備えがなされているということで、とりあえず安心をいたしました。

では、次に移ります。平成19年度から第1機場が板倉町の役場に一応移管されたということで、職員の方には大変な勉強やら、夜間の出役やら、お骨折りを願ったのではないかなと、そのように推測いたします。これは担当職員の方の実労といたしますか、これはわかりましたら、時間の数字で出るでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 平成19年度から第1排水機場の管理を町が担ったわけでございますけれども、平成19年度は5回、7月に2回、6日間、そして9月、台風9号が非常に大きかったわけですけれども、ここは5日間の運転、そして9月にもう一回3日間、10月に2日間ということで、延べで運転時間161時間、1号ポンプ、2号ポンプ両方で161時間運転しました。排水量547万8,000トンでございます。ちなみに

第2 機場、群馬県が管理していますが、こちらは運転時間は22時間です。排水量が76万1,000トンになっています。あちらは全くの治水目的ですので、こちらは農地防災ということで、農地を守るということが大前提にありますので、こちらが先に動いて、第2 機場はそれを補完するような意味合いのものでございます。

それで、町役場の職員、それと邑耕さんにもいろいろお手伝いをいただきましたけれども、役場の職員が運転管理者、我々課長とグループリーダー、課長が2人、私と中里課長です。それとグループリーダーが3人、5名。それと運転員、実際にポンプのスイッチを入れたりしている職員が2人1組で12名、それで今は除じん機がないものですから、ごみを直接職員がかき上げているわけです。これは大変な作業なのですが、これは3人1組で24名、合わせて41名がローテーションで夜、昼というふうに出役をさせていただきました。あと1年間は除じん機がつかまませんので、平成20年度も、そういったごみのかき上げの職員も含めて対応していかなくてはならないのですけれども、そんな状況でございました。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） ただいま課長から時間と人員配置について、物すごくご苦労なされたと私は推察いたします。改めまして、一番肝心なことをやっていただくということで、本当に大変だなということを申し上げたいと思います。それに関連して4番目があるわけなのですけれども、その前に平成17年、平成18年、平成19年につきまして、私ちょっと資料を調べましたので、町長さんには頭の中に含んでいただきたいという意味合いの中で、次の質問も絡めまして申し上げたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

平成17年度、平成18年度、これは邑楽土地改良区で管轄しておりました、第1、第2を一元管理ということで、今回の場合は平成19年度から第1だけが板倉になっているわけなのですけれども、その前は第1 機場が平成17年度、12日間で258時間運転、第2 機場が5日間運転で63時間15分、これは国土交通省から以前はもっと来ていたのですけれども、委託金ということで、管理運転委託金という名目ですけれども、これは国土交通省、国から来ている機場運営に対する手間といいますか、俗に言う労賃ですけれども、これが2,008万6,500円だったそうです。平成18年度におきましては、第1 機場が25日間で838時間と10分、第2が4日間で65時間と45分、やはり国土交通省、変な話ですけれども、委託料ということで1,833万3,000円、この数字だけ見ると、変な話ですけれども、労働に対する報酬の数え方がちょっと違うので、あきれてしまうのですけれども、少なく働いたときの方が賃金がいいと。そのようなところで矛盾を感じていただきたい。そのようなところですよ。

先ほど申されましたように板倉町においては、第1 機場ですけれども、16日間で161時間だったそうです。また、第2のほうは76万1,000トンですか……。ではないのか、失礼いたしました。では、もといです。先ほど言ったことを書き間違えておりますので、第1 機場のほうについてだけ申し上げます。国土交通省から町の、変な話ですけれども、昨日のときに資料を見まして、こちらで確認させていただいたのですけれども、金額718万円だったと。変な話ですけれども、16日間で161時間、これを見ますと、平成18年度よりはるかに少ない。平成17年度よりも時間数ですと少ないというような結論でありますので、単純に比較するというわけにはいきませんが、718万円、第2 機場のほうがお金のほうは聞いていなかったか……。済みません。そういうことで、この矛盾といいますか、718万円、これは余りにも安いと思いますけれども、この辺のところはどのような話を国土交通省のほうからは受けているのか、ちょっと聞いておきたいと思っております。



ので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 国営総合農地防災事業で整備をされました、邑楽東部第1排水機場につきましては、今年度、平成19年度から国と管理使用協定を締結いたしまして、これに基づいて維持管理業務を町で実施いたしております。今話のあった管理委託料でございますが、協定での管理費用は年額で1,054万円となっております。このうち農水省が45万1,000円、河川管理者であります、県の土木が706万7,000円を負担しております、残りの302万2,000円を管理使用経費として町が負担することになっております。これは固定額ではなくて、その年の稼働状況等に応じまして、最終的には精算されると、このようなことになっております。

また、町の負担額につきましては、施設の広域的な防災機能にかんがみまして、館林市並びに藤岡町と協議をして、受益面積に応じた経費負担をお願いしております、現時点での町負担額は209万5,000円となっております。第2機場については、以前は、さっき話があったとおり、邑楽土地改良区でやっておったのですが、現在は県の土木で維持管理をしていると、そういう状況でございます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 一応実績に応じて今後は予算配分がなされると、そのような認識になったということで、頭に入れてよろしいわけですね。これは藤岡町から以前ですと73万2,156円、これは平成17年度の話ですけれども、多分平成18年度も70万ちょっとぐらいはいただいている、あるいはもらわざるを得ないという背景があると思うのですけれども、館林市においても、やはりお金を四百何万ですか、前に、そこまでいかないか。藤岡町の分については、これは間違いなく町のほうにも来ているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） 現在の第1機場の排水費用に関しまして、ただいま議員の申されました藤岡町と館林市の費用負担の関係についてご説明を申し上げます。この関係につきましては、過去邑楽土地改良区が維持管理をしていた当時、藤岡町からも費用負担があったということでは承知をしております。それで、館林市からの負担はなかったということで、やはり同じように承知をいたしております。平成19年度から町で第1排水機場の維持管理をするという形態に変わってきましたわけありますから、それにあわせて平成19年度から館林市、藤岡町、それぞれと協議をして費用負担をいただくということで、協議が進められてきております。この費用負担の比率でございますけれども、これはいわゆる受益面積に基づきますアロケーションによって算定をされるということになります。ただし、先ほど町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、最終的な費用が確定をして、その確定した費用をもとにアロケーションをお願いするということになりますので、予算措置上は、おおむねも目安で予算措置をしていただくことで合意をいただいておりますけれども、最終的な精算になりますと、多少の変動、予算を超えるようなことは、まず通常であればないというふうに考えておりますが、その年度、年度で変動は生ずるという状況になろうかと思っております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） ただいまの答弁によりますと、実績に応じた予算を使った分だけについては、従来

どおり藤岡、町、あるいは館林からの総合的な負担の中で運営するという、ただいまそういうふうな認識で私も承っておきます。これはやっぱり行政の運営ですので、ぜひよろしく願い申し上げます。本当は町の予算ではなくて、本来は国土交通省、県の土木から全部いただく、それが治水に対する執行者の責任だと思いますので、その辺のところを重々頭に含んでいただいて、せっかく交付税で来たのに、交付税措置をされたよなんて口だけで、一銭も増えないで、一番肝心なお金のかかる排水だけを町独自の財産の中から拠出している、これは藤岡にも館林にも当てはまることでありますので、その辺のところのご決意を町長には一言ご答弁いただければなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 従来のように国や県等が、大体こんなものかなというところを出してくれるのが、それは一番いいのかもしれないのですが、今はなかなかそうもいかないというのが現実なのかと思うのです。では、実際にはどれだけかかったのだと。私も実際立ち会ったことがあるのですよ、その話し合いのときに。こちらからこのぐらいかかっているのですよと言って、非常に大ざっぱというか、概算的なことが多かったのですね。でも、これからの行政というのは、それでは済まないと思うのですよ。実際どれだけかかったのだというのが、実績がやっぱり中心なのだと思うのです。同時に、現在の水の状況を考えると、当然国や県の責任もあるわけですが、そこに住んでいる、自治体も、板倉町も責任がないわけではありませんので、ある面においては、やむを得ない面があるのかなとは思っておりますが、ただ、それは国や県から負担をできるだけ多くしてもらえれば、それだけ町は助かりますので、どれだけ頑張れるかわからないですが、そういった面は努力してみたいと、そう思います。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） そのようなお気持ちで頑張っていたきたいと存じます。私も始めましたのは、二千何百万も予算が来ていれば、町の職員の対応の中で、これは職員に対する対応措置として、町の予算を使わずに排水がなされますので、一挙両得かなと思ったら、今度お金を減らされるといって、私の考えも、それなら国土交通省に全部任せると、そのような論法も成り立ちますので、ある面においては、その辺のところは強く要望していただきたい。その辺要望して、次の質問に移ります。

板倉町の下水処理施設に対する質問に移らせていただきます。板倉町の下水処理施設に対する支出は、平成19年度で2億7,303万8,000円となっているということで、収入は使用料が3,400万3,000円、ごくごく一部です。収支を考えると、結局あれだけの施設があるということ、厄介施設ではなくて、逆に今度はそれを逆手にとって町の発展の礎にしたいなと、そのような発想の中で、次の質問に入りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

現在の下水道利用者数は、実数と平均料金額というのが、これは発表できるようでしたら、お知らせいただければ、頭の中でかみ砕くためにありがたいと思いますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 利用者の関係でございますが、直近の数字で909件だそうです。平均料金額は、1カ月に換算いたしますと3,619円、これは消費税込みでございますが、そういう数字になるそうでございます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番(石山徳司君) 多分下水処理施設については、つくったときに、もちろん補助制度の中におさまっていると思いますので、これは1立方メートル当たりの処分料という形の中で料金設定がなされていると、そのような認識の中で、これから進めてもらいたいと思います。3,619円というのは、これは年間ですよ。月……。

[「月」と言う人あり]

○4番(石山徳司君) 月の値段ということで、認識いたします。

次に移ります。ニュータウンの利用施設で集客能力が高いという、私が見た限りにおいては、駅の隣にあるスーパーのフレッセイとニュータウンの板倉東洋大駅前、この2カ所かなと思うのですけれども、これは敷地内にありますので、多分下水処理、その枠組みの中におさまっていると思いますので、あれだけの集客数というか、人が利用する建物においては、先ほどの流れでいきますと、月々幾らぐらい下水処理には納めなければならないということになっているのでしょうか。

○議長(荻野美友君) 荒井生活窓口課長。

○生活窓口課長(荒井英世君) その関係ですけれども、まことに申しわけありませんけれども、個人情報の観点で、ちょっと公開できません。

○議長(荻野美友君) 石山徳司君。

○4番(石山徳司君) 個人情報ということで、でも、これは役場の職員の方は知っているという認識でしょうね。では、感想だけで結構です。個人で払っているのと比較して、変な話ですけれども、これは利用者数というのは認識によって多少はずれてくると思うのですけれども、聞かないほうがいいのか。では、わかりました。本当はちょっと聞きたかったのですけれども、次の質問に移る前に、板倉町で先日、何年度か後までの公共を含めた計画書というのですか、それを見た、文面からの推察と私の発想ということで聞きたいわけなのでありますけれども、町有施設の浄化槽改修予定表というのを書き出してみたのですけれども、これが結構ありまして、町の施設、例えば海洋センター浄化槽、中央公民館、西小学校、西小体育館、中学校、これが平成20年度から平成23年度の間における浄化槽の改修目標の年度と数字が出ていましたので、読み上げさせてもらいますけれども、中央公民館が平成20年度に5,500万円かけなければならないと。平成21年度は海洋センターの浄化槽の交換に2,140万円かけなければならない。平成23年度が、西小学校においては2,651万5,000円、西小体育館が1,146万円。中学校においては、これは平成24年度という計画案に載っています。これは4,010万9,000円だという、変な話ですけれども、合計すると、もう億の単位をはるかに超えると、そのような改修予定表を見た、その考えの中での矛盾とか、これを解決する、あるいはどうせだったら下水道の枠組みの中に西小の一部ですけれども、これはどうかという中で質問申し上げるわけでありまして、もし下水道施設を使わないという前提で計画案が出されたと思うのですけれども、この財源については、何の苦労もなく出せるという、そのような認識で現在のところいるわけでしょうか。

○議長(荻野美友君) 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長(針ヶ谷照夫君) 今いろいろな話があったわけですが、確かに幾つもあるのですよね。12事業ですが、計画されておるわけでございます。確かに多額の金額を必要としますので、非常に苦慮しておるのですが、今の話ですと、簡単にできるのかというふうなご指摘かもしれませんが、これはそんなわけにはとてもまいりませんので、願わくば設置年度の古い順から暫時考えざるを得ないというのが現状でございます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 多分補助制度もあるかなとは思いますが、多分苦慮するのではないだろうかという推察の中でとどめておきます。

次の質問ですけれども、現状の状態を聞きたいのですけれども、板倉の元板倉沼に埋め立てた工業団地、この中に長谷川香料を初め何社か企業が入っています。この企業の中の浄化槽の施設というのは、現在どのような形で運営されているか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 個々の企業で浄化槽をつくって対応していると、そういうことでございます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） そうせざるを得ないというような、そういう実態かなと思います。

次に移ります。板倉川の改修が予定されていると聞いております、農地防災事業絡みの中で。一応北側の、昔でいえばセンター地区に予定されている、北側については用地確保がなされて、道路、あるいは今の板倉川が3倍ぐらいになるのですか、多分拡張で。その用地の中が確保されているというような認識であります。変な話ですけれども、私の独断の考え方なのですけれども、下水を当初は毎戸に西地区なんか全部やるとか、板倉町に全部公共下水道施設を整えてというようなことで、あの施設をつくったのだと、そう聞いております。でも、いざやってみたら、結局投資対効果ですか、余りにも対象面積が広過ぎて、先ほど言ったように毎戸当たり何千円か、月ですけれども、何万かの負担だけしかもらえないというような、そういう背景がある中では、無意味にどこでもやるというのは、私も得策ではない、あるいは非現実的だなと、そのように認識してしまいます。でも、仮に今ある、今度消防署もできますよね、新しい土地に。保健センターなり、資源化センターなり、あの辺一帯も一応土地があったり、実際には施設があると。そういうところ、あるいは先ほど言ったように公共性の強い施設がたまたま下水道の工事を1本だけ入れれば、あとはそんなに費用をかけなくも対象者が出てくるというような目算の中で、私は想像したのですけれども、これは現在のところ、1キロメートル当たり下水本管というのはどれぐらいの設備投資額が必要なのでしょうか、わかりますか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 職員に調べてもらったのですが、いろいろな工法はあると思うのですけれども、本当に大ざっぱな数字になるかと思うのですが、1キロメートル当たり約1億8,000万円ぐらいになるかなと、そんなことでございます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） でも、これは変な話ですけれども、今までですと、多分補助事業の対象にはなると思うのですけれども、新設する場合は、聞いていますか。どの程度の、ニュータウンを設計したときに出了という実績はあるのでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） さっきの質問の中でもあったかと思うのですが、要するに2分の1なのです、補助金というのは。ただ、今話がある公共施設といえども区域外になってしまうものですから。

[ 何事か言う人あり ]

○町長（針ヶ谷照夫君） いえいえ。それは最初の計画はそうなのですけれども、とりあえず第1段階とし

ては、あそこまでですので、さらにその先になりますと、これは区域外ということになってしまいますので、そう簡単ではないのですよね。

[ 何事か言う人あり ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 補助金が出ないというか、そういうことになるのでしょうかね、最終的には。そういった一面もあります。その辺は、これからの研究課題かもしれませんが、現状はそういうことです。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 何か最初は町全体を考えてつくった施設が、たかだか二、三キロ延ばすだけで区画外だという、法律に触れるというような今答弁だったと思うのですけれども、これは上手にやれば、もちろん補助対象になると思うのですけれども、1億8,000万円も1キロでかかると。大体2キロぐらいは必要かなとは思ってしまうのですけれども、工事延長とすると。でも、もとある施設がそのまま使えますので、どちらかという、先ほど言った数字だけでも、今度できる消防署なり、資源化センターあたりのやつを含めると板倉町は10年以内ぐらいには3億円ぐらいの浄化槽の改修のために支出せざるを得ないと。それだったら、枠を増やして、公共的なものだけを目安にして進めておいてもよろしいのではないかなというのが、将来の子孫のために、あるいはまちづくりのための基本計画かなと思ってしまうのですけれども、甚だ恐縮ですけれども、そういう発想というのは全然ありませんか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 第4次総合計画を策定する際に、下水道の関係も板倉町もニュータウン、東地区、西地区が公共下水道でやろうという計画だったわけです。北地区と南地区は、北地区は特環下水道といって農集排みたいな、ただ厚生省、公共下水道が国交省、当時建設省、当時南地区は農集排、農水省ですね。ですから、全部補助金の出場所が違うものを取り込んで板倉町全域の排水処理をやろうという計画だったのですけれども、この板倉は田舎です。それで、集落が点在しているようなところで、公共下水道をやったところで、経費ばかりかかって、とてもできないということで、第4次総合計画では合併処理浄化槽を推進しましょうと。下水道は、とにかく余りやらないでいこうということで、その後平成17年に下水道の計画を見直しました。ニュータウンだけに計画を絞り込みました。ですから、先ほど町長が言われた区域外というのは、計画区域外ということになります。新たにこちらに下水道をやろうとしますと、また国交省のほうに申請を上げて認可をいただかないとできないということになります。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 多分そういういきさつがあって、枠組みをニュータウンにおさめたのかなとは思っております。でも、こういう将来何億も使うような、予算の使い道がわかるのだったら、その先を考えたときには、妥当ではないのかなというのが一応私の意見なのですけれども、また工業団地をつくらうというのが、先ほど何人かの質問の中に町長、答弁されておりましたよね。工業団地を呼ぶというと、話はちょっとそれますが、うおとしがあそこのところに店を構えるのに最初は浄化槽だけで三千何百万、それを使わなければならなかったのを、多分内側の変更の中で1,500万円ぐらいにおさめたと、そのような話も聞いております。だから、変な話ですけれども、仮に道路沿いを工業団地にするのだという案があるのでしたら、やはり工業誘致の目玉として、3年間分だけ固定資産税を免除する、そういう政策もなされているぐらい、

我田引水的な、ならば我がほうへ企業を呼ぼうという発想がある限り、やはり板倉町でも最初から下水道の浄化設備までつくっちゃうべというのでは、これは高くついてしまっとうしようもないのですけれども、せっかくある施設を呼び水として使うというのも、同じ金を使うのだったら、板倉町の将来発展につながると、私はそのように考えてしまいますけれども、その辺の感想で結構です。町長、答弁をお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 区域内、区域外ということになってまいりますと、ではここだけ引っ張ってきて済むのかといういろいろな課題もあるのだと思うのです。そういったもろもろのことを考えますと、かなり厳しいかなという率直な感想は持っているのですが、でも将来を考えますと、どの辺の時点でどうなのかということも含めて考えておく必要はあるのかなと、そんな気は持っておりますので、別に全くゼロということではなくて、そういう検討はとりあえずは必要かなと、そんな感じは持っております。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） とりあえず時間はあるのですけれども、聞きたいことは終わりました。そういうことで、せっかくある施設を、お金もそうですけれども、人もそうですけれども、施設をいかに活用するかが、その地域の活性化を生むと思っておりますので、ぜひ国土交通省なり、あるいは県の土木なり、これは相手だって、せっかくある施設が利用されるということが本来の目的でありますので、のっけから拒否されるということはありませんので、やっぱりまちづくりの基礎として、子供たちに豊かな町を残すというのが、今生きている我々の役目でありますので、その辺のところを重々含んでいただいて、町政を執行していただきたいと思います。そのように申し上げて私の質問を閉じます。お世話になりました。

○議長（荻野美友君） 以上で石山徳司君の一般質問が終了いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（荻野美友君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

あしたの9日は午前9時から一般質問を行い、午後1時30分から総務文教福祉常任委員会並びに建設農政生活常任委員会を開催します。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時59分）

